

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成22年9月1日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

17番 圓城寺正道君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長職務代理者		会計管理者	大塚隆君
事務局職員・教育部長	横瀬典生君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	塚野勇君	代表監査委員	板屋毅君
総務部長	山中修一君	水道事務所長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	中島邦之君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(4) 佐藤文雄 議員

(5) 中根光男 議員

(6) 矢口龍人 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 佐藤文雄 議員

(5) 中根光男 議員

(6) 矢口龍人 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 生活排水対策について
		4. 国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成について
		5. 指定管理者制度の見直しについて
		6. 子育て支援について
		7. 向原土地区画整理事業について
		8. 水道事業について
(5)	中根光男	1. 市長の政治姿勢について
		2. 職員採用中止について
		3. 石岡斎場移転計画について
		4. 緊急医療情報キットの配布について
		5. 改正児童扶養手当法について
		6. 被保険者の偽造防止について
(6)	矢口龍人	1. 今後の職員管理の動向について
		2. 入札制度の改善策について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、2番 小松崎 誠議員、17番 圓城寺正道議員より、所用により欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

ますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

なお、質問内容も明確をお願いいたし、答弁漏れや暫時休憩の改善に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

さきの参議院選挙と同日に行われたかすみがうら市長選挙では、市民団体の推薦を受けた新人の宮嶋光昭氏が大方の予想を覆して当選を果たしました。この結果は、旧態依然とした選挙術から政策中心の選挙戦へと市民の意識が大きく変化したことを示しました。かすみがうら市民は宮嶋氏の政策に期待し、市政の転換を求めたものと考えます。私は、新市長に対しては、一致する政策については積極的に支持・推進し、問題点があればただしていくという立場を貫き、市政が市民にとってよりよい方向になるよう、市民の皆さんとともに力を尽くしたいと考えております。よりよい市政とは、地方自治体の使命である住民福祉の向上、それが原点だと思います。私はその立場から、通告に従い、一般質問を行います。

1、下土田地内への残土問題について。

私は、前議会で、坪井前市長に対して、残土搬入許可を取り消しする機会は何度もあったと指摘し、1回目は請負業者である未来企画が残土条例許可前に大量の残土を持ち込んだ時点、2回目は当該業者が土砂等発生元証明書を偽造していたことがわかった時点、3回目は幕ノ内の戸田区長さんらの追跡で許可以外である和光市のストックヤードから残土の持ち込みがわかった時点、4回目は同じく戸田区長さんらの監視活動の過程で東洋製罐石岡工場から土砂が持ち込まれたことがわかった時点だ。このときに取り消しをすれば、戸田区長さんが裁判まで起こすまでに至らなかったとただしましたが、前市長を初め、当局からは納得のいく答弁はありませんでした。

そこで質問です。

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題点について。

1、農地法許可後の計画変更申請にかかわる意見書を平成22年1月27日付で県へ送付したとされています。総合意見として、和光市のストックヤード及び下土田の土壌分析の結果、問題は認められないとし、変更承認に当たり、「許可どおりの場所から建設発生土を搬入すること」とする意見を附帯したとのこと。しかし、当初の許可申請送付意見書では、柏の葉キャンパスから発生した土砂であることが前提ではなかったではないでしょうか。平成21年6月15日に関川会長初め6人で、農地改良土発生場所として、千葉県柏市若柴の柏の葉キャンパスへ造成工事を行っている請負業者の鴻池組を訪問しているんです。申請書類にも発生元証明書を添付するとし、「石灰まじり処理土等不良土は一切使用しません」とはっきり記されていますが、その土砂等発生元証明書は偽造されていたのではないですか。この偽造について、農業委員会はどのような認識でいるのでしょうか。

2、また、残土搬入が一たん中止となったのは、戸田区長さんらの追跡調査でわかったことであります。1月4日付の変更申請書にある一部周辺の地元者による中傷や1月8日のてんまつ書、始末書にある運搬者の管理に手落ちがあったことではありません。農業委員会は、これらの書類の整合性をどのようにとらえているのでしょうか。

3点、ストックヤードはあくまでも残土の一時仮置き場であり、前回指摘したように、和光市のストックヤードは市の残土条例の本申請で許可した土浦市手野町にあるストックヤードと同じ会社、丸昌工業であり、この丸昌工業は東京都内の建設会社がマンション建設などで出た土を北関東の最終処分場まで運び出すまでの仮置き場として、約20年前から使用しているということがあります。農業委員会は、1万6750立方という大量の残土を一部の土壌分析結果で問題なしとするのでしょうか。

4、農業委員会は、附帯意見として、許可どおりの場所から建設発生土を搬入することを明記しました。しかし、新たに東洋製罐石岡工場で発生した残土が搬入された問題については、搬出が確認されたと答えていますが、農業委員会のだれが確認したのですか。搬出さえすれば、附帯意見はよしとするのでしょうか。

5点目、大量に持ち込まれた残土の中には、農地に適さない大きな石の塊、酒瓶、発泡スチロール、金属片や棒、ビニール製の袋など、さまざまなものが混入したものが捨ててあるようにありまして、わきの側溝には油も浮いていたと聞いております。現場を確認して、サツマイモ畑としての農地に適している残土と言えますか。農業委員会は、耕作地としての今後の検証は関係ないとして、あくまで個人の問題だと言うのでしょうか。

6、また、平成21年8月13日付の県南農林事務所あてに、将来、隣接地を借り受け、ナシ畑に計画がありますと回答している件についても、本人及び隣接地権者への確認はしたのでしょうか。

以上、6点について、答弁をお願いします。

市の残土条例にかかわる許可の問題点についてお伺いします。

1、残土条例は、「土砂等による土地の埋め立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする」と書かれてあり、そのため、土地の埋立事業の施行者にさまざまな責務を課しております。しかし、今回、市が許可した申請

書には、事業に用いる土砂等を発生させるもの及び発生の場所の記載がありません。ストックヤードはあくまで残土の一時仮置き場であり、許可条件を満たしていないことは明らかです。これでは、土砂の発生元を明らかにするというを規定する残土条例の根本を台なしにするものではないでしょうか。改めて、新市長の見解を求めます。

前回、私の調査結果で明らかにしたように、当該業者は当初から和光市からの残土持ち込みを意図していたとただしましたが、担当部長はそうは考えていないと回答しました。それでは、市の残土条例許可前に持ち込んだ残土は、一体どこからだと考えているのですか。

3、東洋製罐石岡工場で発生した土砂が当該現場に持ち込まれたことにかかわって、市当局は報告があった時点で現場に出向き、東洋製罐から運ばれた残土はない、撤去したという確認をしたと回答しましたが、2月3日に戸田区長さんが監視活動をしていた際に確認した段階でも、ダンプは4台、それも少なくとも2回往復していることを確認しています。したがって、この日だけでも、80立方相当の土砂が持ち込まれたことは間違いありません。しかも、この日だけではなく、それ以前から持ち込まれていたことは否定できません。なぜならば、その後、私たちの監視調査活動に気づき、東洋製罐は目隠しの網を設置しました。しかし、だれかが紹介、口ききしない限り、東洋製罐が勝手に当該現場に建設発生土を持ち込むことはできません。市当局はこのことを東洋製罐に確認しましたか。また、東洋製罐から持ち込まれた土砂は撤去されたと言いますが、それはだれが証明するのでしょうか。撤去すれば、許可条件違反とならないのでしょうか。その認識ですか、お伺いをいたします。

もう1カ所、残土の搬入が計画されていた飯田地内の現場についてはどうなったのでしょうか。以上、4点について答弁を求めます。

3点の施工業者への告訴・告発についてです。

施工業者がすべての工事を終えて元の地権者に引き渡しする日は7月末だと聞きます。しかし、当初計画されていたのり面の張り芝工事はいまだになされていません。また、通行道路となっていた常磐道側道のカーブミラーやガードレール等々が破損されたままとなっています。これら未処理のまま放置することは許されません。施工業者への指導は当然のこととして、それを怠るならば、告訴・告発をすべきと考えますが、新市長の答弁を求めます。

4点目、地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにについて。

当該埋立現場は、これまで休耕田で谷津田の地形でした。しかし、発生元不明な残土がうずたかく盛られることによって、周辺環境は著しい変化を受け、その影響ははかり知れません。特に、幕ノ内地域周辺の住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や農業を営んでいます。当該現場には水路があり、それから流れ出す水質汚染に対する不安は大きくなっています。将来にわたって生活や営農に安心と安全が担保されなければ、住民は決して納得できないのではないのでしょうか。現況を踏まえて、今後の対応について、改めて新市長の答弁を求めます。

入札制度の改善についてお伺いいたします。

平成18年5月21日、鈴木三男元市長が収賄容疑で逮捕された6月8日、そして辞職、かわって市長となった坪井前市長がこの収賄事件を教訓として当市の入札制度の改善に取り組み、同年9月から条件つきながら一般競争入札制度が導入されました。しかし、その制度のスタートから、私に談合情報が寄せられ、その後も立て続けに談合情報がありました。私は、これらの情報提供

等を生かして、報道関係者との協力や入札談合損害賠償請求訴訟などを通じて、談合入札をなくすための取り組みを続けてきました。それらの取り組みもあって、これまで平均98%が常態化していた落札率、いわゆる予定価格と落札価格の比率ですが、これが次第に下がり、平均、一時80%にまでなりました。その額は、予定価格総額20億円に対して、落札差額が4億円までに達しました。その後、最低制限価格の設定や本店条件の制約など、決して改善とは言えない入札制度の改定によって、またまた平均落札率が上昇し、平成21年度は一般競争入札でも93%になっております。

そこで質問です。

希望価格の公表とくじによる予定価格設定について。

入札談合をなくす方策として、予定価格と指名業者の事後公表は有効だと改善を求めてきましたが、今年度から予定価格の事前公表から、希望価格の事前公表とし、予定価格をくじで決定するという方式にしました。希望価格は設計積算価格との説明でしたが、私は希望価格の事前公表もやめるべきだと考えますが、答弁を求めます。

談合入札をなくす対策について。

合併前は旧千代田町は官製談合、旧霞ヶ浦町は建設業協会会長主導の業界談合と言われてきました。その体質の違いが、鈴木元市長の収賄事件となってあらわれたのであります。ここ数年の入札結果からも、相変わらず、霞ヶ浦地区と千代田地区の線引き、業者間の地域的すみ分けがなくなっています。官製談合及び業界談合入札をなくす対策について、新市長の答弁を求めます。

条件付一般競争入札の本店条件緩和・上限額の引き下げについてです。

前回、本店条件を1500万円未満として、できるだけ発注件数を多くすることによって、点数の低い業者、Cランクであっても入札に参加することや参加しやすくすること、1500万円以上については、支店・営業所を持つ業者も参加できるようにすること、これによって競争性と公平性を図ることができるのではないかと提案しました。その後の検討結果について答弁を求めます。

ダンピング問題と「公契約条例」の制定についてです。

全国的には、公共工事の発注額及び件数の大幅減少で、入札でのダンピング問題が顕著になっているようであります。私は、ダンピングも不当な入札だと考えております。公正取引委員会がまとめた入札談合防止に向けた入札契約制度改革についての報告書には、不正行為への対処として、競争性から過当競争によるダンピングや疎漏工事の、疎漏工事というのは手抜き工事ですね、の多発の懸念が強いと指摘する一方で、低入札価格調査制度や最低制限価格制度は競争制限的にならないように留意すべきであるとしております。私は、ダンピング入札による労働者の賃金が引き下げられることによって起こる問題があり、その対策として、自治体が発注する事業で働く労働者に対して、その自治体が定めた一定額以上の賃金を保証する公契約条例が必要だとの考えであります。近隣市町村の動向を注視するのではなく、率先して制定するよう取り組むべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

3、生活排水対策について。

市の生活排水処理施設整備計画の見直しについて。

当市の生活排水処理施設整備計画は、生活排水ベストプランに表示されているように、市全体を下水道整備区域に掲げていますが、今後は人口が密集していない地域での整備となります。霞

ヶ浦地区の金川地区を認可しているようではありますが、現存の下水道配管から2キロから3キロも離れており、多くの住民が浄化槽を設置していると聞きます。その地域を下水道で整備するのでしょうか。その先の飯岡地区や志土庫方面についても下水道の具体的対象地域としているのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

また、効率的な汚水処理対策としては、合併浄化槽を主体に進めることだと考えておりますが、土木部長も、現実的に事業を行うには認可を取得しなければならず、その認可もすべての地域で取得されていないと前回答えています。今こそ、整備事業計画の全体的な見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

公共下水道の加入率向上に向けた実施計画策定についてお伺いをいたします。

下水道加入率向上に向けた目標設定について、土木部長は早い段階で90%台に乗せることが重要だと述べ、特環の加茂・牛渡地域の世帯が接続しない原因は、既に合併浄化槽等が設置しており、それが現在も使用されていることなどが挙げられると答えています。このことは、当市の下水道計画がいかんぞさんだったかの証左ではありますが、これでは加入率向上の見通しは暗いということになります。加えて、私は昨年9月の決算議会で、霞ヶ浦地域では公共下水道の整備がされているにもかかわらず、接続もせず、垂れ流しの実態があると指摘し、市当局の実態調査を要請いたしましたが、その後の調査結果と対策はどうなっているのですか、答弁を求めます。

特環公共下水道（加茂処理分区）の管口径600ミリの必要性についてお伺いをいたします。

この特環下水道事業の問題は、加茂地域に居住する住民のための生活排水対策が主ではなく、加茂工業団地内の工場用の排水処理を想定し、管口径600ミリを設計したということでもあります。しかし、工場内の接続について何ら具体的な計画はなく、前回、当該企業の加入促進の具体策と稼働率予測及び何年後にこの600ミリ管の有効性が証明されるのかとただしましたが、土木部長からはまともな答弁はありませんでした。私は、この事業の整合性、採算性を問題にしているのです。明快な答弁を求めます。

4、国民健康保険税の引き下げについてお伺いをいたします。

当市では、平成20年度4月から施行された後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税の改悪が強行されました。その中身は、これまでの医療分とは全く切り離して、現役世代への後期高齢者支援金分をそっくりそのまま保険税に上乘せするというやり方でありました。その結果、当市の国保税は大幅に引き上げられ、1世帯平均4万円、24%アップ、県下一高くなったのであります。私は過大に見積もった医療給付費等を批判し、今回の値上げでより一層払い切れない国保税になり、さらに滞納世帯を生み出し、国民皆保険制度の崩壊を招くと反対し、市民とともに国保税の引き下げの運動に取り組んできました。今回の市長選で宮嶋新市長が誕生したのも、この県下一高い国保税の引き下げを公約に掲げたことも大きな要因だったと思います。

そこで質問です。

国保税引き下げの具体策について。

私は、国保税の引き下げの具体策をたびたび提案してきました。大幅に引き上げた平成20年度及び21年度の国保会計の決算を見る限りでも、1世帯当たり2万円程度の引き下げは可能だと考えます。宮嶋市長は近隣市町村並みに引き下げるとしていますが、石岡市や土浦市は国保税率を改定しました。具体的にはどの程度の引き下げを考えているのか、お伺いをいたします。

短期保険証の発行と保険証のとめ置きについて質問します。

国保税の大幅引き上げで滞納世帯が増加し、その結果、大量の短期保険証が発行されております。平成20年度末431件だったのが21年度末では601件、39%アップです。その上、期間を1カ月の短期証も発行するとしました。滞納せざるを得ない状況をつくっておきながら、余りにもひどい制裁措置ではないでしょうか。正規の保険証の発行が本来ですが、少なくとも3カ月に期間を延長することを求めます。

また、保険証のとめ置きの実態についても、その報告とその対策についてお伺いをいたします。減免制度の「広報」とそれから減免要綱の作成の必要性について。

常陸大宮市では、減免基準を設けた減免要綱を策定し、本年4月から実施しています。前市長は、公平性を確保するためにも、必要性について検討するよう指示したとの回答でしたが、その後の経過報告を伺います。

5、指定管理者制度の見直しについて。

市長は、8月6日の議会全員協議会で、あじさい館及び千代田公民館の指定管理者制度の導入を凍結すると述べました。私は大いに賛成の立場であります。あじさい館における「総合福祉館」としての活用について、具体策をお伺いいたします。

また、これまで指定管理者制度導入済みとなった公園施設等の見直しはあるのかどうかについてもお伺いをいたします。

6、子育て支援について。

中学生までの医療費無料化について。

子育て支援には子どもの医療費無料化が一番だとして、これまで積極的に推進する立場で、少なくとも小学校卒業まで延長することを主張してきました。しかし、新市長はより進んで中学校卒業まで延長する方向を打ち出しましたが、そこでお伺いしますが、これには所得制限の撤廃は含まれているのでしょうか。

学童及び保育所の延長時間について。

働きながら子育てしている父母、保護者にとっては朗報です。その具体的な内容をお伺いいたします。

子育て家庭への経済的支援の市独自の拡充策について。

民主党が公約として打ち出した子ども手当については、いろいろと議論があるところでありますが、学校関係者から学校給食費の無料化ができないかという強い要望が寄せられております。食育の観点や地元農産物の活用など、あらゆる方面からぜひ実現していただきたいと考えますが、市長からの見解を求めます。

7、向原土地地区画整理事業について。

鈴木元市長が負の遺産として残した一つに向原土地地区画整理事業があります。この事業は、当初から組合施行といいながら、市当局が事実上組合を仕切り、半ば強引に推進してきたもので、6ヘクタールの土地に既に6億円以上の公金が投入されています。しかし、保留地が完売されなければ、この事業は終わりません。しかし、保留地がなかなか売れない一方、組合員に仮換地され、造成された宅地の販売が先行しているのが実態ではないでしょうか。保留地と仮換地販売状況、一戸建て住宅及びアパート等の軒数の実態について、昨年末以降の報告を求めます。

平成20年3月に事業施行期間延長3年の認可を受けたということではありますが、来年3月には期限切れになります。この事業で問題なのは、都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には全くの袋小路の形状であります。私は、公共性が担保されない全くの一民間の宅地開発事業と同じであり、これ以上の公金投入は許せないと考えます。この事業に対する損失補償、債務負担行為についての執行について、新市長の見解をお伺いいたします。

8、水道事業について。

10立方の基本料金から従量料金制への移行について。

土浦市では、市民の粘り強い運動で、水道料金の基本料金が月額450円に是正され、使用した分だけ支払う従量制となりました。約1,500世帯が実質値下げとなりました。当市では、基本水量料金である10立方以下の使用者・市民は、平成20年度実績ですが、約31%、5立方メートル以下は約17%となっています。水道会計も年々改善されております。平成21年度決算では、当年度未処分利益が1億878万円となっております。減債積立金として活用するだけでなく、水道事業の使命である低廉な水の供給にも配慮し、10立方の基本水量料金から従量料金制へ転換することを考えるべきであります。答弁を求めたいと思います。

国や県の水開発事業についてお伺いします。

茨城県の水道料金が高い根本原因は、過大な水需要計画に基づく水開発事業及び過大なダム建設にあります。しかし、これまで自民党政権が推進してきた八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業について、民主党政権は見直しを明らかにしました。いずれの事業も当市の水道料金にはね返ってくる問題であります。無駄なダム建設を中止し、これまで住民が支払ってきた国への負担金の返還を求め、水道料金の本格的値下げに努めるべきであります。改めて、新市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目、下土田地内の残土問題であります。私の就任前の出来事でありまして、経過等について担当部から説明を受けておりますが、この問題につきましては条例の運用について課題があったのではないかと、問題があったのではないかと云々を言えませんが、今後、この残土条例の運用等について、特にストックヤードの残土については、厳格な運用を図る必要があると、こういうふうを考えておりますので、詳細につきましては農業委員会の事務局長及び環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の入札制度の改善であります。談合入札のご指摘であります。もちろん談合入札については許されるものではありません。市としても改善策に取り組んできたところで、特に前任者の坪井市長はこの問題については意欲的でありまして、さまざまな試行錯誤で今の制度ができているわけです。佐藤議員ご指摘のような細かい点についても、今後さらに制度の改善に向けて、私も改善を加えていきたいと思っております。

そして、ダンピング問題に関する公契約条例であります。野田市等で既に制定されているやに聞いております。下請になって働く方々の元方がダンピングしたために、そこに働く人たちにしわ寄せがされるということがないように、そういう制度をやはり考えていく必要はあるかとは思いますが、近隣市町村の動き等も踏まえながら対応してまいりたいと思います。

3点目の生活排水対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国保税の問題であります。1番の国保税の引き下げの具体策であります。近隣並みの引き下げということで、私は選挙中にも公約に取り入れて申し上げてきたところでございます。ただ、今年度、8月に国保税本算定の結果を、決定通知書ですか、それを国保税の世帯にお送りしたところであります。本格的な、本格的なと申しますか、引き下げにつきましては、23年度からの実施にしたいと、こういうふうに考えております。今、23年度の実施に向けて、どの程度引き下げるか、いずれにしても近隣市町村並みに遜色があつてはなりませんので、税率、あるいは財源の問題についても、この秋のうちに方向をきちんと見い出して、来年3月の予算時期にはきちんと皆さんにお示しできるようにしたいと思っております。

4点目の2番、3番につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

さらに5点目の1番、あじさい館の総合福祉館としての利用についてであります。この具体策であります。あじさい館の関連施設につきましては、従来、指定管理者制度を導入するというところで進んでいたわけでありまして、しかし、私、就任しまして、8月10日にこの指定管理者制度はあじさい館には、あるいは関連施設も含めて導入しないということを決して、指示したところでございます。今後、あじさい館の空きスペース、事務スペースが、今、社協が一部使っているわけでありまして、この空きスペースの問題につきましては、スポーツ、ダンスであるとか、いろんなヨガ、ダンス、太極拳、そういった、あるいはジム等の器具を置くとか、そういうことも含めて検討を加えてまいりたいと思っております。

あと、とりあえず社協が今2カ所に分散されておりますので、社会福祉協議会の事務所が2つに分散しておりますので、千代田の海洋センターのほうにある社協の事務所も1本に、あじさい館のほうに統合したいと、こういうふうに考えております。それにしても、今の事務室の3分の2はあくと思っておりますので、それを有効利用して、総合福祉館としての機能を高めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

5点目、2番、導入済み施設の見直しについては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、1番、2番につきましては、市民部長及び保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、3番、子育て家庭への経済的支援ということでありますが、市独自の拡充策、何か考えているのかということですが、今、国の制度に基づいて子ども手当及び児童扶養手当、さらには市単独による子育て奨励金を支給しているところでありますが、それ以上の例えば給食費の無料化とかそういうことについては、検討はしてまいりたいと思っております。今、国のほうでも現物支給ということが議論されております。しかし、何かいま一つ、この現物支給について、はっきり見えない部分がありますので、国の方向も見きわめながら、給食費等についても検討を加えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

さらに、7点目の1番の向原土地地区画整理事業につきましては、土木部長からの答弁とさせて

いただきます。

7点目、2番、債務負担行為の執行についてであります。これは平成20年3月に3年間の事業施行期間延長の認可を受けた際の資金計画において、現時点では不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償というのは想定していないわけであり。いわゆる理論的には想定していないわけであり。しかしながら、現在、23年3月31日に完全に解決するというわけにはまいません。保留地もまだ残っているようであり、残区画が残っているようであり、さらに事業期間の延長が必要になると考えざるを得ません。

そして、現実的には、組合員への負担が今後大きく出る可能性が指摘されております。この負担をできるだけ少なくするように、保留地ももちろん早く解決しなければならないわけですが、最終的には、現実的には、市の今までのかかわりを考えると、まるっきり地権者のみの、組合員の方々のみでの損失の振り分けというのは、現実的には無理かなという感じを私個人としては抱いておりますので、県の住宅供給公社の破産問題もあります。バブルの後遺症が我が市にもこういうところにあらわれていると、こう考えざるを得ません。最終的な損失負担等が出ることも想定されるため、その節は議員の皆様方にもご理解をお願いいたしたい。市民の皆さんにもお願いをせざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。

最後に水道事業についてであります。8点目の1番については、部長よりの答弁とさせていただきます。

2番の国や県の水開発事業についてということですが、民主党政権で大きく報道されているように、八ッ場ダムの中止とか霞ヶ浦導水の停止ですね、そういったことが今行われているわけですが、この問題が我がかすみぐら市の水の確保にどういう影響が出るかというのはまだ具体的にはわかっておりません。今後、市に負担せよと、新しい負担をせよなんていう話が出てきても、それは受けられない話でありまして、市が損をしないような交渉をきちんとしていきたいと思っております。同時に、水も確保しなければなりませんから、従来、過大な設計がされて国の事業が進んでいた点は否めないと思っております。そういった反省点に立って、国の方向が決まれば、私どものほうにも相談があるものと考えておりますので、そのときに水の確保と、しかも値段のつり上げがないように交渉をしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題について、佐藤議員にお答えします。

農地法第5条は茨城県で許可をするものであります。市農業委員会は、事業計画変更申請書を平成22年1月27日付で県へ意見書をつけて送付しました。また、当初申請の農地法第5条申請書の中の残土条例事前協議済書と残土にかかわる書類に土砂等発生元証明書が添付されておりました。このことについては、委員会としてはまことに遺憾と思っております。ご理解を賜りたいと思っております。

なお、和光市より残土搬入について、地元の皆さんのご協力により判明し、工事が一時中止になりました。その後、会社からの理由として、運搬車の管理に手落ちがあったとのこと。このことから、運搬車の管理に手落ちがあったと認識しております。

一部の検査結果で大量の残土を搬入するのかのご質問でございますが、和光市からの残土については、残土条例により許可になったものであります。

また、東洋製罐からの残土搬入・搬出については、環境保全課より報告を受けてございます。

サツマイモ畑としての農地に適しているのかのご質問でございますが、佐藤議員が言われますように、石の塊が見受けられます。先日、県・地権者と三者で現地に出向き、今後の農地としての用途について確認したところでありますが、石の塊などを取り除くなどし、地権者は農地として使用することを確認しました。また、将来、ナシ畑にしたいと本人が申請しておりますが、隣接地権者につきましては確認してございません。

残土の埋め戻し等については、今後とも慎重な確認が必要であると考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

1点目の2番、市の残土条例にかかわる許可の問題点についてお答え申し上げます。

佐藤議員の言われるとおり、この条例は市民の生活環境の保全や災害の防止に資することを目的といたしてございます。ストックヤードからの搬入は、残土の発生から許可までの間、相当の期間がかかることや、資源の有効な利用促進から、運用という形で認めた経緯がございます。しかし、今回のことを踏まえまして、よりの確な対応ができるようにしてまいりたいと考えてございます。残土証明をして運用してまいり、今回、混乱させてしまいましたことにつきまして、まことに残念に思います。今後は、より適切な事務処理に努めたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、残土条例による許可前に持ち込んだ残土はどこからと考えているのかというご質問でございますが、本件につきましては、昨年6月3日に事前協議が終了し、工事の工程上、建設残土を一たん常総市と土浦市に搬入し、その後、常総市の残土についても土浦市に搬出されていることにより、許可前に搬入された残土については土浦市からと考えております。

次に、石岡市の東洋製罐に確認しましたかのご質問でございますが、東洋製罐には確認してございません。

また、撤去の許可条件の違反のご質問でございますが、東洋製罐から下土田に搬入された建設残土の撤去につきましては、担当者が現場で確認しております。

さらに、許可以外の場所からの搬入は違反行為となります。現場にて搬入した残土を撤去させ、あわせて強く行政指導をしてございます。

4番目のご質問の飯田地内に埋立計画があったわけでございますが、許可期限が5月7日であり、当時、事業の延長の話もございましたが、最終的には係る事業を行わないとのことござい

ます。

次に、1点目、3番の施工業者への告訴・告発についてお答え申し上げます。

施工業者への告訴・告発につきましては、警察署や弁護士と連携をとりまして、条例違反があると判断した場合は法的措置を速やかにとると考えてございます。

次に、地元幕ノ内の地域周辺住民の生活と営農を守ることにつきましてお答え申し上げます。

まず初めに、今回、幕ノ内等地域の皆さんに対しまして、お騒がせいたしましたことを心から残念に考えてございます。市では、地元住民の皆様の不安を解消するため、昨年度は検査業者に委託し、環境庁が定めた「土壌汚染に係る環境基準」や「水質汚濁に係る環境基準」等に基づき、現場での土壌調査と水質調査並びに飯田川2カ所の水質調査を実施してございます。今年度も引き続き、同様の調査を現在実施しているところであり、結果が出ましたら、地元区長さんを通して地域の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

また、水質調査等につきましては、今後も実施してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

最初に、2点目の入札制度の改善の中で、希望価格の公表とくじによる予定価格の設定ということで、そのご質問の中で、希望価格の事前公表もやめるべきではないかというふうなご質問がございました。

これまでも、入札制度の改善につきましては、いろいろご意見をいただいております、本年4月1日付で改正を行った部分がございます。予定価格につきましては、事後公表ということで実施しております。希望価格につきましては、4月1日からでございますが、これにつきましては、事前公表ということで入札制度の見直しを行っているものでございます。ご指摘にございました事前公表ではなくて、事後公表というご意見もございます。これらについては、4月1日から改革を行ってきておりまして、それらの推移を見守っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の3番でございます。条件付一般競争入札の本店条件緩和と上限額の引き下げについてお答えをいたします。

現在、競争入札実施基準表において、発注金額に対しまして総合評点値によりまして応札条件、また、地場産業の育成、地元業者の育成という観点から、近隣市町村と同様に市内本店という住所要件を付しております。ご質問の中にもございましたが、Cランクの方々につきましても、指名競争入札及び一般競争入札の1000万円未満の工事について、ほかの条件が合えば参加できるという状況になってきております。全体的に見ますと、発注件数が年々少なくなっているような状況でございます。そのような中でも、競争性と公平性を確保して、4月1日に入札制度の改正を行ったところでございます。それらについて、今後も検討することがあると思っておりますが、それら

についても推移を見守りたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5点目の2番でございます。指定管理者制度導入済みの施設の見直しはあるのかというご質問でございます。

これらについては、平成20年と22年度に6施設の指定管理者制度を導入している状況でございます。導入までと申しますか、契約までは総務部で行ってきております。導入後については、それぞれ各部署で管理をいただいているというふうな状況でございます。

ご質問の導入済みの施設の見直しについてでございますが、これらについては5年間というふうなことで契約を行っているところでございまして、それまでの間については見直しは考えてはおりません。

また、各施設とも最初のそういう期間中ではございますが、実態の調査、さらには指定管理者の施設運営状況などを検証しながら、今後も多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図り、よりよい施設の運営ができるよう検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問の3点目、生活排水対策についての1番、市の生活排水処理施設整備計画の見直しについてお答えを申し上げます。

さきの第2回定例会でご答弁を申し上げましたとおり、全体計画の進捗率としては42%程度ありますが、現在までに取得している事業認可区域における進捗率は90%台であることから、一応の成果があったものと考え、認可区域内の整備は継続をするものの、認可区域以外のエリアについては合併浄化槽の整備を進めているところでございます。整備計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や都市計画などの大幅な見直し、また新技術の開発、さらには住民の意向調査などをかんがみ、今後、協議・検討してまいりたいと思っております。

ご質問の金川集落につきましては、認可区域内でございます。しかし、飯岡地区及び志士庫方面など、全体計画の位置づけにはなっておりますが、今後の事業実施計画には決定はされておられません。また、整備事業計画の全面的な見直しでございますが、さきの第2回定例会でお答えを申し上げたとおり、今後、国のマニュアルや県の指導のもとに、本市の特性などを踏まえ、整備計画を図っていくものと考えております。

次に、2番の公共下水道への加入率向上に向けた実施計画策定についてでございますが、同様に第2回定例会でもご答弁を申し上げましたとおり、21年度末の普及率は農業集落排水も含め88%でありました。加入率向上に向けての計画については、毎年、推進地区を定めて、職員と地域の役員さんの協力を得ながら、戸別訪問などを行って早期の接続を依頼している状況であることから、今後も加入率の向上が見受けられない地区につきましては、重点的に加入促進を図るとともに、実態調査を計画していきたいと考えております。

次に、3番の特環公共下水道事業（加茂処理分区）の管口径600ミリの必要性についてでございますが、口径600ミリメートルの必要性につきましては、質問を再三いただいております。

ございます。市としては、将来の加茂工業団地の整備を見越し、幹線整備を含めた管渠などの整備計画を立てまして、幹線については600ミリメートルの管渠が必要と決定をしたものでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

続いて、向原土地区画整理事業でございますが、7点目の1番についてお答えを申し上げます。

保留地と仮換地販売状況についてでございますが、これまでに保留地55区画のうち32区画が販売済みとなっております。残区画数が23区画ということになります。

仮換地の移動状況につきましては、59筆中28筆でございます。この中で戸建て住宅及びアパートの軒数実態でございますが、まず保留地につきましては、戸建て住宅22棟、アパート3棟、介護支援事務所1棟、仮換地につきましては、戸建て住宅25棟、アパート13棟が建築をされている状況でございます。

仮換地の販売につきましては、保留地販売に影響を及ぼすおそれもあることから、組合員に対して自粛をするようお願いをしてきた経過もございますが、組合員おのおのの理由により、やむを得ず販売をしている状況となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、4点目の2番、短期保険証の発行について申し上げます。

平成21年度に短期保険者証の交付枚数がふえておりますが、このうち90件が1カ月の短期保険者証であります。このことは、これまで納税相談にお見えにならなかった方が誓約に基づく納付を継続的に行っていたためと考えております。1カ月の短期保険者証交付対象は、年度内に滞納状況が解消される見込みのない方に交付しており、滞納を減らすため、納税意識を持っていただくためにも必要なことであると考えております。

保険者証については、本年3月下旬に滞納のある方への短期保険者証を含め、すべての方に送付しましたが、住所地不明などにより戻ってきた保険者証は、現在190世帯となっております。国保税を一定以上納付がなければ、交付しないなどの措置はとっておりませんので、とめ置きをしているということではないと考えております。納付誓約により納付していただければ、1カ月の保険者証を交付いたしますので、完納する目標を相談していただき、誓約に基づく納付をお願いするものであります。毎年、多額の未納が発生することが被保険者の負担に影響を及ぼしていることは、佐藤議員も十分にご承知と思います。納税の義務を果たしている被保険者だけが負担するのではなく、すべての方に義務を果たしていただくことが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の3番、減免制度の「広報」と減免要綱の作成の必要性につきましてお答えいたします。

減免要綱の作成につきましては、これまでも何度かご答弁申し上げたとおりであります。昨年度、企業活動の低下により、倒産・雇いどめになった方については、前年度の給与所得を100分の30とみなして国保税を算定することとなっております。内容については、6月発行の広報紙に

掲載してあります。また、該当者は雇用保険特例受給資格者証が公共職業安定所において交付されますが、その際に説明がなされていると聞いております。

その他の天災等による収入減など、現在、条例に定められている内容についての減免については、先ほども申し上げましたが、減額の判断基準などについて既に策定している他市町村の保険者を参考に検討しておりますので、いま少しお時間をいただきたいと思っております。

次に、6点目の1番、中学生までの医療費無料化についてお答えいたします。

平成23年4月1日、すなわち来年度当初から中学校3学年生までにマル福対象者の拡大を行うため、さらに現行の所得制限を撤廃するための議案第47号 かすみがうら市医療福祉支給に関する条例の一部を改正する条例を今定例会に提案しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えします。

6点目の子育て支援についての中で、2番の学童及び保育所の延長時間についてお答えいたします。

学童保育の延長につきましては、社会環境や雇用環境の変化に対応するため、保育所事業の保育時間に連動させ、午前7時から午後7時まで対応するように、来年度からでございますけれども、現在検討しているところでございます。

また、保育所の保育時間につきましては、公設、民間ともに現在午前7時から午後7時までにより運営しておりますが、午後7時ころにつきましては、ほとんど現在お迎えがない状況にございます。仮にお迎えが午後7時を過ぎた場合でも、その状況に合わせて現在は対応しているところでございます。延長保育の時間延長につきましては、今後、地域におけます保育ニーズを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

8点目の1番、10立方メートルの基本料金から従量料金制につきましてお答えをいたします。

従量料金制につきましては、これまでもお答え申し上げてきた経過がございますように、基本料金5立方メートルの従量料金制に移行した場合、水道料金の減収額は現行試算で約4000万円を超えるものと見込まれます。仮に、現在の給水収益に見合う料金体系に見直した場合を想定し、現行料金と比較をしてみますと、基本水量5立方メートル以下の世帯は約半額になります。また、超過料金区分におきましては、一例をとり、申し上げてみます。すなわち、子育て世代に該当すると思われる夫婦と子ども2人から3人の世帯においては、1カ月の平均使用水量は24立方メートル、

現行料金約5,070円、それと比較をしてみますと、改定後は使用量を同量と見まして、料金は1カ月平均約5,490円となります。年間で約5,040円の負担増となると試算されます。

このように、料金体系を見直した場合、全体の約17%から18%の世帯、基本料金5立方メートル以下につきましては、基本料金は約半額になります。しかし、超過料金区分におきましては、特に子育て支援を必要とする世帯、これには負担増となることなども踏まえまして、前回の質問にも平均使用水量などを含めましてお答えを申し上げましたように、料金体系の見直し、これは非常に難しいものと考えます。

以上でございます。

[佐藤議員「答弁漏れだ、答弁漏れ。入札談合をなくす対策についてと……」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「2回目になっちゃうからね。答弁漏れだから。まず、入札談合をなくす対策、それから公共下水道の垂れ流しの実態、これの計画、対策どうなっているか、これ答えていないよ。それと特環の600ミリのやつ。ただ理解を理解をじゃだめですよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

2の2ですよ。入札制度の談合入札をなくす対策ですね。

これ、さっき言ったと思ったんですが、談合入札は大いにこれは問題でありまして、先ほども多分お話したかと思うんですが、坪井市長時代に大分改善されたやには聞いております。しかし、最近、落札率等を見ると、大分もとへ戻ってきた感がなきにしもあらずなんで、この点については、私も不勉強な点もあるんですが、今の制度とまた佐藤議員のご指摘の点も踏まえまして、今後少し研究して、さらに不当談合がないような対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の2番の実態調査につきましては、先ほどのお答えの中でも申し上げたところでございますが、今後、加入促進を図ると。あわせまして、実態調査を同時に計画をし、実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[佐藤議員「実態調査の結果はどうなったのかというふうに聞いているでしょうよ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

これからの実態調査の計画でございますので……

[佐藤議員「9月の議会でやったんだよ。もう1年過ぎているんだよ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

これからも加入促進はもちろん図ってまいらなければならないところでございますので、それとあわせ、実態調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

[佐藤議員「1年間やらなかったということでしょう、じゃ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

そうですね、はい。

[佐藤議員「1年間やっていなかったということ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

ええ。

[佐藤議員「そういうふうに答えればいい。1年間やっていませんでしたって」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

はい。

それから、600ミリの必要性についてでございますが、先ほどの答えと同様に、計画の中で幹線の決定をし、事業を行ってきているという状況でございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

答弁を聞いていて、前進面と期待外れな面がございました。特に、向原のほうについては、非常に認識が甘いと。宮嶋市長らしくないというふうに私は思います。これはまた、質問については順次、時間がないので、こちらのほうから進めたいと思います。

まず、残土の問題については、農業委員会ではまともな土じゃないというふうな認識、つまり、がらがあったと。それを取り除いて耕作地にしますということですよ。しかし、あれだけの契約でやった土でしょう。それを取り除かなければいけないような土を搬入させたんですか。それは業者に対する態度についてはどうなんですか。それは自分でやるんですか。地権者がやるんですか。

それと、もう期限が切れているでしょう。完了届は出されたんですか。県と一緒にって見に行っただけと言いますが、取り除けばいいやなんて、そんな判断で、優良農地の改革、優良農地をつくるという趣旨に反するような土を入れたという事実はどういうふうに考えるんですか。とんでもないことですよ。まず、それがありませんね。

それから、この土の問題についても、農業委員会のほうでは優良農地としてやるということで許可しているわけでしょう。私も、これは一農業委員の方が残土持ち込みの働きをしたということは間違いはないというふうに言いました。それについて農業委員会の関川会長から抗議を受けました。しかし、抗議される理由はないでしょう、こんなひどい土入れて。隣接の方も現場を実際見て、余りにもひどい土だと。よい土を入れるから、サツマイモ畑をつくるから、信用したんだと。とんでもないと。こういうのを個人の問題で片づけられるのか。未来企画に対する、そう

いう責任についてはどういうふうを考えているんですか。

それと、のり面が崩れているでしょう。見ましたか。その点も確認しましたか。あの崩れはどうするんですか。未来企画に直させるんですか。

それと、農地法第5条の許可、これと残土条例の許可は一体的にやらなければならないんじゃないですか。今回、農地法の許可が先行してしまった。先行よりも、深く潜った潜行じゃないですか。だって、知らないうちにやってしまったんだもの。残土条例を無視して土入れてしまった。始末書を出させたのは2カ月後ですよ。8月に入れて、10月に始末書ですよ。本当に始末が悪いですよ。後始末が悪い、そして。

そういう意味では、残土条例と農地法を一体的にしなければいけないと思いますが、局長と環境経済部長の現在の心境、これを聞きたいというふうに思います。どうぞ。

まず、局長でしょう。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

今回の農地法第5条の申請、まことに不手際がございまして、農地法が先に許可が出てしまったと。本来ならば同時許可であるべきものでございますが、農地法の許可が事前協議、事務所で許可になってしまったということでございます。今後については十分注意したいと思います。

また、のり面とかそのほかについてご質問がありましたが、県といろいろ協議しまして、県は事業が完了するよう、未来企画、地権者に文書によって指導しますということでございますので、よろしくをお願いします。

[佐藤議員「完了届が出されていないということですね」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

はい、完了届は、いまだにまだ出ておりません。

[佐藤議員「出されていない」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

はい、出ていません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

答えにつきましては、中島農業委員会事務局長と同様でございます。本来であれば、一体化をしまして、同時に許可書を交付するところではございましたが、残念ながらと申しますか、遺憾と申しますか、このたびは期間の差がありまして許可をしてしまったことではございまして、今後は二度とこういうふうなことのなきように、厳重に、厳格に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

優良農地だと言っていて、がらがあつて、あれを撤去する。それでいいということなんですか。それを事業者に、全然見ていないで、あれだけ私たちが、私もそうですけれども、戸田区长も言つて、第5条の許可の土じゃないということも前の環境経済部長言っていたんですよ。それにもかかわらず、どんどん入れたんじゃないですか。ただ啞然と見ていて、そのまま優良農地になったんですか。優良農地でないということは最初から指摘しましたよ。どうなんですか。その点の認識が、農業委員会としてどういう責任をとるのかと。県と協議したという中身だけじゃないですよ。それに対してちゃんと答えてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

確かに、優良農地ということでございますが、田畑で、湿地帯でございました。そこを畑にするというような申請でございます。確かに、残土については残土条例の許可を受けた土でございますが、碎石等まじった土でございますので、なかなか耕作にはちょっと、そういうものを取り除かないとできないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

残土条例の問題ですけれども、土を土浦から持ってきたというふうなことを言いましたよね。でも、もう8月に土を入られた時点で、戸田区长が高速道路からおりてきたというふうに通つて問題にしていたんですよ。何で土浦から、高速道路でおりにくるんですか。当時は柏の葉キャンパスからだというふうに言われたんで、それなりに納得したわけですよ。高速道路からおりてきたんですよ。何で土浦の土なのかと。だから、和光からのストックヤードを当初から計画していたということを私が指摘したんですよ。それが事実ですよ。それについて、きちっともう一回確認してください。

それと、今回、前の坪井市長も今回の選挙の結果でもこの残土問題が致命的だったというふうに通に私に電話をかけてくる方が何人もいらっしゃいました。戸田さんから聞いたんですよけれども、坪井市長も今回の事件について、過去の事務処理経過を踏まえて運用という形で対応したけれども、解釈の相違から事務処理として課題を残したと、真摯に受けとめるというふうに通っているんですよ。そういう文書を出しているんですよ。

聞くとところによると、「今回の事案について新聞報道がされたことにより、類似の事案の発生の抑制につながったという情報もあり、改めて行政事務のあり方について慎重かつ毅然とした対応が必要だと再認識しているところでもあります」。これは坪井市長が通っているんですよ、これ。書いた文書ですよ。これは、戸田さんがああいうふうに通張ったから、こういう結果になった。こういうふうな形で反省をしたのが遅い。だから4回もとめるチャンスがあったにもかかわらず、とめなかったというところに、なぜとめなかったと。これが問題なんですよ。

それで、もっと、ちょっと時間がね。あと何分。

[「25分」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

25分。

これは埋め立てする計画平面図なんですね。こちらのほうは、私はある方からもらったんですよ、これはね。ここには、集水桝、管理用桝、2つ、集水桝と書いてあるんですよ。ところが、情報公開したやつにはわざわざ黒く塗るんですよ、これ。何でわかって都合悪いんですか、こんなの。こういう情報の不開示なんていうのは、本当に不快ですよ。

それで、ここに書いてありますAA断面、AA断面とB、C、Dの断面。これを見ますと、これAA断面3.7メートルから4.5メートル、これがBB断面、CC断面、DD断面、これが30度勾配でうずたかく盛ることになっていますね。それで、気がついたらここに管理用の境界線があるんですよ。管理用の境界線ということは、ここに土を埋めてもいいという許可をしたわけでしょう。これは、ここは民有地じゃないでしょう、管理用水路だから。ということは、ここを埋めてもいいという許可ですね。これはいつ出したのか。いつ出したんですか。

それと、この集水桝、管理用桝、設置されていますか。確認しましたか。残土を埋める前であれば確認できないでしょう、これ。立ち会いましたか。どうなんですか。この点についてもお聞きします。

それと、これこういうふうに入土がかぶっていますので、自分の地山に入土がかぶるまで、隣接地の人たちは認識していなかったそうですよ。ある方は、このもらった方は、絶対だめだと。これ同意はしていなかったんですからね。前にも言いましたように、同意は偽造されていたんだから。私がそれを指摘したら、あわてて説得に行ったんですよ。ことしの1月8日と9日、それで10日に説得して、オーケーとったわけですね。だから、これだって偽造なんですよ、同意だって。その方は絶対に残土を入れてはだめだというふうに言ったら、ここの部分だけは土は埋まっていないんですよ。のり面にしたんですよ。そこは水がたまりました。たまったままで、その立ち木は枯れていました。こういうことについても、事実どうなんですか。それですね。

それと、今、未来企画、この問題があるでしょう。完了届もしていない。どこに行ったんですか。会長とかイイジマという代理人、ぎゃあぎゃあ騒いで、私にも随分食いかかってきましたけれども、そういう人間がいて、社長の取締役の方、それからその所在地、それを確認しましたか。今、それが実際にその所在地にいるんですか。それについても教えてください。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

まず、集水桝、排水口につきましてお答え申し上げたいと思います。

排水路施設の未設置の件を言われているかなと思います。事業を実施するに当たり、事前協議書の提出を受けてございます。それには、まず、関係各課から意見をもらって、その意見に対し、事業者において関係各課とそれぞれ協議が行われます。排水路施設の設置につきましては、所管課において特定公共物として工事許可の申請の提出を受け、対応しているところでございますが、現状は未設置の状態であります。これまでも再三にわたりまして口頭での指示、あるいは催告書による文書指導、さらに8月24日付で措置命令書を発しております。今後、法的措置を視野に入

れながら、関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

それから、山林のお二方の同意のことを言われていると思います。佐藤議員さんの言われるとおり、隣接する南側の山林でございますが、残土が埋められています。この隣接している山林の地権者からは同意書が提出されておりますが、埋め立てすることの同意も記載されておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、未来企画の社長、あるいは所在地がわかっているのかというふうなことでございますが、未来企画の社長の所在はわかっております。日にちは忘れましたが、8月になりまして、環境保全課と私どもで出向きまして社長宅を訪問し、それなりに対応していただくというふうなことで協議に出向いたわけでございますが、残念ながら留守でございまして、会うことができませんでした。隣のうちにお邪魔をいたしまして、アパートでございましたが、その家の者に隣の方の、未来企画の社長さんの状況を聞いてきまして、現在は未来企画、登記簿上は社長というふうなことになっておりますが、それ以外の業務についているというような、調査した結果、わかってございます。サラリーマンになったというようなことでございますので、そういった報告をさせていただきます。

以上でございます。

[佐藤議員「我孫子に行ったんですか、それは」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

はい、我孫子でございます。

[佐藤議員「水路で許可、したんじゃないですか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

水路の許可につきましては、私どもちょっと現在書類手持ちございませんので、後で報告するなりしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

だから、そういう点で、許可もいつやったのか。この水路の問題についても、実際に許可したところがちゃんと確認するわけだよ、立ち会って。そんなこともやらないで、結果的には設置しませんでした。こんないいかげんなこと、皆さん信じられますか。あれだけ騒いでいるのに、その水路の問題についても、こういう秘密のようにして、情報公開開示したら真っ黒クロスケだよ。それで別な人からもらって、これは隣接地の人か、未来企画とある方が来たときに持ってきたやつを私もらったんですよ。それで気がついたんだ。情報公開したところの官民、境界の問題もはっきりわかった。これが問題なんですよ。

ちょっと時間のほうもありますので、本来はこの地権者、隣接した地権者は、私は同意しないというふうに断って、でも無理やり同意させられたけれども、結果的には残土を入れてはだめだと言ったんですよ。結果的には残土を入れていないでしょう。ということは、書類そのものも違っているでしょう。書類と実態が違うということになっているじゃないですか。偽造書類がそのままだということですよ。だって、そこに立米数が書いてあるでしょう、残土が埋められる立米数が。それが無いじゃないですか。どういうふうに考えるんですか。

それと、これは鹿嶋市のほうでは残土条例を厳しくしようということで、これも問題になりました。茨城新聞のほうから出ましたけれども、建設工事で発生した土や汚泥にセメントや石灰などをまぜて土質改良した改良土、これは禁止すると。それから、県外からの残土搬入を大幅に規制する対策を講じる条例を可決したというふうに聞いていますけれども、これについて市長、どうですか。今後、こういう厳しい対応も含めれば、今の言ったことだって細かく話しする時間がないですから、傍聴をずっとしていたわけじゃないでしょうけれども、そういうところがありますので、どうですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私もこの件につきましてはそんなに詳しく知っているわけではありませんが、いろいろ問題点が多いということを確認いたしました。実は、私どもの集落でも以前、もう3年4年になりますけれども、3年ぐらいですかね、同様の問題がありまして、集落といたしまして、県外残土はもう持ってこないと、いわゆる県外というか市外ですね、市外残土はうちの集落の近辺には入れさせないということをきつく集落内の決め事にしまして、その後、再三そういう残土を持ってきたという話があったんですが、全部拒否してきた経過があります。今、鹿嶋市の事例も伺いましたが、やはり建設残土にセメントなり石灰なりを入れて、どろどろの土を固化するわけですが、それはいろいろ六価クロムの問題とか今出ておりますので、今後、そういったものの残土の持ち込みについては、特に市内残土の場合はある程度見える範囲にありますから問題はないわけですが、市外の残土につきましては、そういった見地から、きちんとした検討を加えてまいりたいと思います。

また、この未来企画という業者については、後始末がなされておらないと。今、何か答弁の中にもありましたが、アパート住まいで、何かきちんとした社長ではないような話も伺っておりますが、しかし行政としては、これはこのまま後始末をしないでおくというわけにはまいらないかとも思いますので、集落とよく相談をした上で、場合によれば行政で後始末をする。そして、法的には相手が破産しているわけでも何でもないとしますので、きちんとした代執行の請求を出していく。差し押さえでも何でもちゃんとやって回収するようにすると。そういった方策も今後検討を加えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

後から後からさまざまな、どんどん事態が進展して、こちらの調査がどんどん進めば進むほど、ひどさがわかる。ひどいですね。だから、問題点、古い土壌の検査表だとか土砂発生元証明書、それから隣接地主の同意書偽造、石岡の東洋製罐からの残土、撤去されたって、それは業者から言われたんでしょうよ。信用置けないような業者から言われて、信用するんですか。そのつけが今回ってきているんですよ。最終的にそのつけがどこに回るんですか。地域の集落の人に回るんじゃないですか。行政の責任は何ですか。環境経済部というのは環境を守るんでしょう。守るん

でしょう。やらせたら守れないんじゃないですか。

そういう点から言ったら、当局の責任を問われています。工事期間が過ぎても完了届を出さない。やるべきことをやらない。そういう点では、裁判の中でも、市当局の姿勢のほうがしっかりすれば、まずモニタリング、水質だとか地下水の問題とか、それから発生元場所の特定、それと告訴・告発、二度と起こらないようにする、そういうことを提案しました。今、話を聞きましたら、発生元の問題については厳格にやるよと。そういうことで前進です。坪井さんもそんなことを言っていたみたいですけどね。それと、それから告訴・告発については、やるということです。

ただ、モニタリングの問題について、やはりまだ残っているんじゃないかなというふうに思います。あれだけのひどい残土、私は12月議会で何かあったら責任とろうというふうに坪井前市長に言って、あなたのポケットマネーでやりなさいと言ったんだよ。しかし、もう落選しましたから、追い打ちをかけるようなことはできません。そういう意味では、この問題をきちっと考えて、行政として、市長の考えも含めて、できれば幕ノ内の区長さんとやっぱりきちっと話し合って、今後その対策について、やるという協議を持って、誠意を持って対策について協議するというふうな方向を出せるかどうか、そのことをちょっとお尋ねします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたが、事後処理、事後処理でもないかもしれませんが、この問題についての最終的なモニタリングも含めた対策につきましても、幕ノ内の区長さんとその集落の皆さんとお話を進めたいと今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ぜひそういう形で進めていただきたい。私も毎回毎回、残土問題に時間をとられると、ほかの問題ができないんですよ。もう今度は、こういう残土問題についてはきちっと内部で真剣に対応していただいて、私は別な質問も十分にやりたいんで、今後よろしくお願ひします。

それで、談合の問題についてはいろいろあります。ただ、ヒガノ先生という常盤大学の先生が非常にいい提案をしているんですよ、入札制度について。私と非常に考え方が似ているね。

それについて、市長はそのことについて知っているかどうか、この提案。それで山中部長、これをきちっと伝えているかどうか。私のほうの今までの意見とヒガノ先生の意見とすり合わせて、業者間のすみ分けの問題について指摘しているんじゃないですか。それもあわせて、ポイントを教えてください。ヒガノ先生のポイント。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、市長に報告をしているかという件でございますが、新市長にはこの

内容については、4月1日で変更をしておりますが、お伝えをしております。4月1日でございますので、前市長には報告をしております。

また、今、お名前が出ましたヒガノ先生、これにつきましては、入札監視委員会がございます。3名のうちの1名の大学の教授……

[佐藤議員「ポイントを言って、ポイントを」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい。指名競争入札の関係でございますが、これについては事前公表しないというふうなことで提言をされております。また、予定価格の事前公表についても考える必要があるというふうな提言でございます。また、応札者が少ないと……

[佐藤議員「まだあるでしょう。希望価格の問題においてちゃんと書いてあるでしょう。出るからにはちゃんとしゃべって。希望価格の事前公表について何て書いてあるの」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

いや、希望価格については、特には提言はございません。

[佐藤議員「実質的にはほとんど変更がないと同じだと言っているでしょう」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

応札者がまた少ないという点がございまして、それらの入札のあり方を考えてくださいというふうなことです。

また、共同企業体の参加業者につきましても、審査資格後に公表しているということについては、これを事後公表にするということのご提言をいただいております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

これ、提言の中身もきちっと報告するよと言ったんですよ、時間がなから。

500万円未満の建設工事も、指名競争、これを廃止して、随意契約もやめると、一般競争にするということを言っていますよ。それから本店縛り、これをやっぱり市内支店・営業所全体も入札参加者資格に加えると。それから、希望価格の事前公表もやめると。縄張りやすみ分けというのもなくせということまで言っているじゃないですか。

どうなんですか。今回、私へ談合の入札の情報がしばらくぶりで来ましたが、結果的にちょっと食い違っただけぐらいで、やはり大体の目安のところは落札しているんですよ。見てくださいよ、一般競争入札だってそうでしょう。その点についてどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの談合情報につきましても、ご質問のようなことがございました。これについては結果は、三者の談合情報がありましたが、それぞれ別の業者が、開札の結果、入札の結果は談合情

報とは違う業者が請負をしております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、生活排水の問題について、時間がありませんので、まず公共下水道の加入実績、千代田地区と霞ヶ浦地区、それから霞ヶ浦地区についても特環公共事業の牛渡、加茂の加入率、この問題点。それと、合併浄化槽の設置状況と公共下水道の事業費について、どういうふうになっているか。平成17年から21年までの合併浄化槽の設置状況、それから事業費については平成17年と平成21年までの経過ですね。事業費及び設置の比較、この辺はどのくらい、平成17年から21年までどれだけ公共下水道がふえたのか、事業費が幾らだったのか、1戸当たり幾らなのか、それについてお答え願います。報告願います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の各種事業等にかかわる状況、それから比較等を含めまして、今、手元に数字がございませんので、資料にして提出をさせていただきたいと思っております。

[佐藤議員「資料として提出されているの、もう。だから、聞いているの。あなたがどういうふうな認識をしているんですか。だから質問してるんでしょう」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

申しわけありませんでした。

[佐藤議員「全部準備しなきゃだめですよ、ちゃんとデータを。私は要求してもらっているんですから。どこに問題があるんですか、公共下水道の。そういうデータぐらい、ちゃんと手元に、下水道課長からもらえばいいじゃないですか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけございません。今回の質問の中での資料を集める中で確認をしていたところでございますが、手元に持ってきておりませんでした。確認をし、ご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

[佐藤議員「よろしくない」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「ちゃんと報告しなさい」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

それでは、これより昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 7 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

2 番 小松崎 誠議員が出席しておりますので、ご報告いたしておきます。

続いて、答弁を求めます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、先ほどの佐藤議員さんのご質問のお答えを申し上げます。

大変不手際がございまして申しわけございませんでした。

先ほどのご質問の公共下水道に係る普及状況というご質問でありました。公共下水道の水洗化の状況を千代田地区、霞ヶ浦地区別々にご報告申し上げます。

千代田地区の公共下水道につきましては、対象戸数が7,410戸に対しまして、水洗化が7,337戸、99%という状況でございます。霞ヶ浦地区につきましては、対象戸数1,996戸に対しまして、水洗化戸数が1,376戸、68.9%という状況でございます。そのうち、流域特環の加茂・牛渡地区につきましては、対象戸数が881、水洗化戸数が423、48%というような状況となっております。

それから、合併浄化槽の設置に関してでございますが、平成21年度には51基の設置がされたところでございます。補助金額として3746万3000円という状況でございます。17年度から集計をしているところでございますが、現在までに195基が設置をされております。補助につきましては、1億1800万円というような補助の交付を受けて設置をされたところでございます。

それから、1戸当たりの費用額というご質問でございました。21年度末現在の数字でご報告を申し上げますと、公共下水道、かすみがうら市の中で対象戸数が9,406戸、1戸当たりの費用につきましては251万5000円というような状況になってございます。ちなみに、17年度につきましては、対象戸数が338という数字でございましたが、1戸当たりの費用額につきましては327万円程度の事業費が計算をされております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで、農業委員会事務局長 中島邦之君から答弁漏れの申し出がありましたので、答弁をさせます。

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

先ほどの私の答弁について、農地にならないような答弁をしてしまいました。現地を農業委員会で調査しまして確認して、また完了届につきましても確認して、その後に受理したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

一応、公共下水道の進捗状況というのは、やっぱり数字をきちっと把握していかなければいけないし、またそれが1戸当たりどれくらいの費用になっているのか、それも把握しなければいけない。あらゆる分析をして、やらなければいけないということなんですよ。

（グラフ使用）

私これグラフにしましたけれども、千代田の公共下水道の加入の推移、これを見ると、皆さん、いわゆる上が対象戸数なんです。加入戸数がこちらですね。だから、かなり対象戸数と加入戸数がニアになっているでしょう、近くなっているでしょう。ところが、霞ヶ浦はこうなんです。霞ヶ浦、対象戸数が1,996に対して加入戸数が1,376、今言ったように68.9%だと。その中で問題なのが、この加茂・牛渡地区の特環流域公共下水道なんです。今言ったように、48%でしょう。ということは、大きく足を引っ張っているのがこの牛渡のほうの特環ということなんです。このままいくと、881に対して、恐らくこれも伸びるわけでしょう。今、整備していますからね。

それから、この伸び率は今のところ6%弱ですよ、加入が。6%弱ということは、これいつになったら、あなたが言っている90%になるんですか。整備をしていって、そしてまた伸び率が6%程度だったら、なかなか90にいかないでしょう。その問題がまずあるということを確認したいと思うんですけれども、この下水道の接続戸数が895なんです。そして、合併浄化槽が今言ったように195でしょう。そうすると、全体の18%が合併浄化槽で設置されているんです。公共下水道の接続が82%、そういう意味では、今の公共下水道のあり方をきちっと見直さなければいけないということなんです。

今、合併浄化槽の補助額について言いましたよね。1億1800万円、195に対して。ということは、これ1戸当たり計算すると幾らになりますか。市の持ち出し分は1戸当たり幾らですか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

現在の合併浄化槽につきましては、県の上乗せ等も加えまして、国、市町村各3分の1ずつの負担ということで補助を行っているところでございます。約60万円の数字になろうかと思えます。以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ということは、今言ったように、合併浄化槽だと60万円の市の持ち出しなんです。公共下水道で今やっていたら、327万円費用がかかっているんです。それで加入が伸びない。これは絶対に公共下水道の見直しは必要だと思いますよ。これをやらなければいけないというふうに私は思うんですけれども、市長の答弁を後で求めたいと思いますけれども、何しろ質問も3回までしかできないものですから、注意しながらやっているんです。

あと、今、加入促進方法について、下水道法第10条に定める排水設備の設置等に関する規定及び下水道法第11条の3の規定によれば、下水道整備後は3年以内の接続を求め、第48条では30万

円以下の罰金などがあるというふうに、接続に対して厳しい法令の措置があるというふうに聞いているんですけども、これについてはどういうふうに解釈をすればいいのか。

垂れ流しについても、下水道が整備されているにもかかわらず、道路への排水口へ直接生活排水を流しているという実態があると言っているわけでしょう。そこでは、単純に、接続するにはみずからはできないんですよ、どこかに業者に頼まなければできないんですよ。これについてもどういうふうに考えているのか、あわせてお尋ねしたいと思いますけれども、いわゆる公共下水道の見直しは必要だと思いますけれども、市長の見解と今言った、いわゆる整備後3年以内の接続を求める下水道法の問題、それと垂れ流しの問題について答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

公共下水道のエリアの見直しのことかと思いますが、私もまだ全体計画はちょっと見ておらないんですが、ここに出ております金川・飯岡・志士庫地区が計画には入っているが、今後実施の準備をするということですが、この準備についてはよく精査して、地元の方たちと相談しながら、やった方がいいが加入率が上がらないということでは、かえって、あの地域は農村地帯ありますので、合併浄化槽のほうははるかに安上がりに行くわけでありまして、そういったことを勘案しながら、検討を加えてまいりたいと思います。

あとは土木部長のほうでお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問でございますが、下水道条例あるいは実態との関連、まず下水道条例に含まれます排水設備の内容、それから下水道供用開始後3年以内に接続という状況につきましては、当然工事に入る時点で説明会を行い、条例の内容等も十分説明をし、ご理解をいただきながら進めているところでございます。今後も条例にのっとって説明、ご理解を求めるといことで、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、U字溝への放流ということかと思いますが、確かに通常は業者さんをお願いし、浄化槽の設置をし、それから放流という形になってまいるところでございます。現在のところ、結論までは至っておりませんが、先々U字溝への放流ができなくなるのではないかと懸念もございまして。そういった状況も踏まえ、業者等への工事依頼については十分注意をされるよう促していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

費用対効果の問題も含めて考えなければいけないということなんですよ。とにかく金川地区のほうは合併浄化槽は何か8割ぐらい、合併浄化槽だけじゃなくて単独浄化槽も8割ぐらいだというふうに聞いているんですね、7割か8割ぐらい。それと、飯岡地区では、圓城寺さんを初めとして強く反対しているという話を聞いております。そういうこともあわせて検討しなければいけ

ないということと、それから費用対効果の特環下水道のいわゆる加茂工業団地の問題なんですよ。これについてまともに答えていないというのが、私も何回も指摘していますけれども、今、公共下水道で、千代田地区は対象戸数に対して、今言ったように、かなり入っていますので、1戸当たりの費用額は165万円なんですよ、1戸当たり、建設事業費が。ところが、霞ヶ浦のほうは1戸当たり350万円なんですよ。今も、数字言いましたでしょう。325万円となっていたでしょう。それで、逆に合併浄化槽の設置だって、今答えましたけれども、60万円程度だと言っていたでしょう、市の持ち出し分が。だから、どれだけ効果があるかということなんですよ。その認識をしっかりと持たないと、今後、本当に必要な事業かどうかを見直さなければ、財政の赤字はどんどん膨れ上がってくると、公共下水道で。このことの認識を、まず市長、伺いたいと思います。

それと、時間がもうないと思いますけれども、加茂の地域は将来工業団地の工場の排水を想定して600ミリにしたというんでしょう。600ミリ、これがいつ、しっかりと稼働するのかと。稼働率が、稼働率というか、何%まで上がるのか、その見通しがあるのかということを行っているんですよ。整備を18億円もやって、そして工業団地がいつ入るんですか。その600ミリの管がいつ有効になって、それが解消になるんですか。そのことについて、考えてもらわなければいけないということなんですよ。

とにかく、霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは、事前調査やはっきりとした同意がないままに許可を受けて、工事だけ進めている結果となっているわけですよ。つまり、土建行政の典型なんです。それが多額の借金を抱えるこの状況になって、そこに業者と行政の癒着構造が見え隠れするんです。前にも何回か言いましたけれども、そういう投書がありました。入札談合ではないんですけども、業者との癒着を断ち切る決意というのが新市長に求められていると思いますけれども、新市長の答えと今言った工業団地の、いつその稼働が満杯になるのか、そのことを質問して、私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご指摘の趣旨は十分わかりまして、加茂地区についても、確かに600というのは、私も現状でいうと過大ではないかと。あそこはタキロンという会社が来ていますが、タキロンは本来もともと自前の下水を持っていたんですよ。流出管を持っていたわけですから、今はほとんどそれ使っていないみたいなんです。そういった事情も踏まえて、加茂地区、もし、流末のほうは、流末じゃなくて末端のほうですか、要するに利用者側のほうは幾らか進んでいるようなので、これを中止するというわけにはいかないわけですが、接続管、途中の本管、接続管については、先般も土木部長に再検討するよということを示したところですよ。

ただ、今年度の発注分については間に合わないんで、今、発注されるような状況になっておりますが、今後そういったことも、加茂地区に限らず、下水道の施行に当たっては十分検討してまいりたいと思います。

また、ダブリますが、合併槽と集団下水の差というのはきちんと比較・検討して、効率的な行政を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

何かありましたか、よろしいですか。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございますが、加茂工業団地まで事業を進めた場合の稼働率というお話でございました。さきの定例会の中でもお答えを申し上げたかと思いますが、加茂工業団地につきましては、前回、計画前にアンケート調査を行ったというお話を申し上げさせていただきました。さらに、加茂工業団地につきましては、まだ認可区域の中には入ってございませんので、今後さらに事業計画をするということを考え、再度、工場等の調査等を行いながら、検討を重ねて事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

[7番 中根光男君登壇]

○7番（中根光男君）

平成22年第3回定例会に当たりまして、市民の代表の一人として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてをお伺いいたします。

市長は、公約について早期実現の決意で実行しようとしておりますが、すべてにおいて独断的発想で発言することは、近隣の市町村との関係性を悪化させ、孤立してしまう可能性は多々あります。その中でも、土浦市協同病院の老朽化に伴う移転問題をめぐり、土浦市内に適当な土地がない場合、JR神立駅前への誘致に乗り出すと言われました。宮嶋市長は7月下旬に土浦市長に面会し、合併の希望を伝えており、その中で、いずれ土浦市となる土地として、合併と同時並行で病院誘致をするとしております。また、議会と相談して、用地を無償で提供するとの考えも示しております。

このような状況の中で、1、公約として、不転の姿勢で行財政改革を断行するとありますが、長期展望に立った健全な財政計画が必要であると思っておりますが、認識と計画について具体的にお伺いをいたします。

2、今後、政策を発信する前に、議会、執行部との協議を密にして、政策立案することが重要であると思っておりますが、考えについてをお伺いします。

3、職員の教育、人材育成に対する考えについてをお伺いいたします。

次に、職員採用中止についてをお伺いいたします。

市は、行政職と消防職、計12人の募集を行い、123人の応募を受け付けておりました。市は、8月3日付で「職員採用試験の中止について」というおわび文書を応募者全員に発送いたしました。余りにも急な中止決定であり、独断的な発想であります。

市長として、1、行政改革を断行するとの公約を基本にして判断したのか、具体的にお伺いをいたします。

2、職員の人材育成の観点から、若干の採用は必要と思うが、認識と考えについてお伺いします。

3、今後の職員採用について、どのような対応をするのかお伺いをいたします。

次に、石岡斎場移転計画についてをお伺いいたします。

石岡市、小美玉市、かすみがうら市で構成されております石岡斎場組合の定例会が、8月10日、石岡市役所で開催されました。この中で、宮嶋市長は、火葬炉の建て直しは必要であるが、葬祭場は不要との申し入れを提出されました。申し入れ書の中に火葬炉を予定の8基から5基に減らす、駐車場や敷地を縮小することも盛り込まれております。

1、申し入れ事項について受け入れられなかった場合、どのような対応をするのか、考えをお伺いいたします。

2、8月10日の斎場組合議会の中で、管理者は「見直しはしない。現行のまま事業を進める」との答弁をいたしました。もし最終的に離脱となった場合、どのように対応するのか、具体的にお伺いいたします。

次に、緊急医療キットの配布についてをお伺いいたします。

神奈川県海老名市では、市内に住むひとり暮らしの高齢者を対象に、救急医療情報キットの配布をしております。これは、筒状のケースにかかりつけの医者や持病、常備薬等の医療情報を記載したシートを入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくものであります。高齢者が倒れた際、駆けつけた救急隊員が患者の情報を正確に把握することで、迅速で適切な対応を可能にいたします。

1、増加するひとり暮らしの高齢者の安全・安心を確保するために必要であると思っておりますが、必要性と認識についてをお伺いいたします。

次に、改正児童扶養手当法についてをお伺いいたします。

児童扶養手当の父子家庭への支給を定めた改正児童扶養手当法が8月1日より施行されました。受給者の条件は世帯構成によって違いがありますが、例えば子ども1人なら年収365万円未満の世帯が対象となりますが、額は所得に応じて月額9,850円から4万1720円、さらに子どもが2人以上の場合、所得制限が変わりますが、2人目で5,000円、3人目以降で3,000円ずつ支給額が加算されるような仕組みになっております。

既に父子家庭になっている場合、8月から支給され、8月以降に父子家庭になった場合は、翌月から支給をされます。

1、受給者の対象者数、申し込み状況について、2、受給までの申請手続の周知徹底及び相談窓口の設置についてをお伺いいたします。

次に、被保険者の偽造防止についてをお伺いいたします。

兵庫県明石市は、このほど偽造防止を目的としたホログラム印刷を施した国民健康保険被保険者証の発行をしております。ホログラム印刷は、カラーコピーによる偽造防止の効果が高くなる特殊なフィルムを張りつけるもので、最近では同じものがクレジットカードや1万円札にも利用されております。被保険者証を導入した自治体からも、効果が報告されております。本人確認用の身分証明書としても広く利用されている被保険者証だけに、犯罪に結びつく危険性が多々あります。その観点から、ホログラム印刷導入についてをお伺いいたします。

2、今後の計画についてをお伺いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目、1番であります。不退転の姿勢で行財政改革を断行すると、こういうことではありますが、それと長期展望はどういう関係だということではありますが、長期展望は総合計画とかそういうものと自分の考えを織りまぜていくわけではありますが、先般、井坂議員さんのご質問にもお答えしたとおり、地道な行革の積み上げで、それがやがては長期的な行政改革につながっていくというふうに考えております。そういったことを実行するために、まず市長報酬の50%カットという決意決断を示した、それが不退転の姿勢と、こういうわけであります。

1点目、2番、議会と執行部との協議を密にしてというお話でございます。就任から1カ月余りになりますが、私の公約は極めて明確な公約でありましたから、その公約の点につきましては、もう早々と、これはこう、あれはああと、方向を明確に打ち出しておりましたが、産業政策であるとか、あるいは市を今後どういうふうに持っていくとか、そういう点につきましては、就任後の発言が多かったわけでありまして、今までの坪井前市長との乖離が、乖離というか違いがですね、余りにも大きかったために、皆さんは大分そのギャップが大きかったということを感じたのではないかと思います。これは、この後、絶え間なくこういうことを発信し続けるわけではありませぬし、大きい方向として、井坂議員のご質問にも答えたとおり、50万中核都市、その流れの中での土浦・つくば圏を考えているわけでありまして、そういった今までとは何か大きく違うようにとられたわけではありますが、決してこれはとっぴなことでもなく、前任者とのギャップが大きいことがそういう誤解を生んでいるのかなと思います。

今後については、大体もう言うべきことは、出すべきことは大体出切っておりますので、それをいかに着実にやっていくかと。そういう際に、石岡とか、あるいは土浦とか、確かにショックが大きい面もあるかと思いますが、摩擦がないように話を進める必要があると、こういうふうと考えておりますので、まさに中根議員ご指摘のとおり、今後はそういったことにも十分配慮しながら、進めてまいりたいと思います。

1点目、3番の職員の教育とか人材育成に関することではありますが、私は、このことにつきましては、けさも職員の朝礼ですか、朝礼でもお話したんですが、やはり職員と市長も、要するに庁舎内が一つの目標を共有する、それが職員のやる気を引き出すのではないかと。目標が明確になって、みんながそれに向かって一生懸命努力する、目標が明確化されておれば、これはみんな前向きにやる気が出てくるのではないかと、そういう基本的な考えを持っています。やる気が出れば、みずからを律して、当然市民の目線で考えるわけでありまして、みずからその方向に従って行動する職員が出てくると、そういうふうな認識をしております。

2点目の職員の採用中止についてであります。これは先般やはり井坂議員のご質問にお答えしたとおりでありまして、就任したときにはもう既に相当数の募集の応募があったわけござい

ます。8月2日に中止決定をいたしまして、内定はしておいたんですが、就任したときにすぐ職員には申したわけでありましたが、8月2日に正式決定をしておわびの通知を皆さんに申し上げたと、応募してくださった方に申し上げたと。応募していただいた方には大変ご迷惑をおかけしましたが、私の不退転の姿勢で行財政改革を断行するというそういった姿勢に免じて、お許しを賜りますよう文書を発送させていただきましたものでございます。

2点目、2番、職員の人材育成の観点から、若干の採用は必要ではないかというご指摘であります。いずれにしても今年度は採用はしないということでもありますから、今後の職員採用については、適宜なるべく当面は臨時職員であるとかそういった方々を、あるいは委託で対応できるものは対応していきたいと。しかし、なるべく現在の職員で対応していくようお願いをしているところでございます。

3点目の石岡斎場移転計画であります。これももう既にご質問に出ておりましたので、お答えをしたと思うんですが、井坂議員の中にあつたと思うんですが、8月10日に斎場組合の議会があつたわけでありまして、そのときに議会の直前に石岡の久保田管理者に3点申し入れをしまして、火葬炉施設のみの建設でいいのではないかと、斎場は要らないと、そういうのが1点。さらには、火葬施設が8基ということではありますが、5基でいいのではないかと。それに伴って、大幅な規模縮小ができるのではないかと、駐車場は300台は要らないと、10分の1でいいだろうと、そういうことから敷地も現在地でも建つのではないかと。今、敷地は別な敷地が確保されておるといことも、完全な確保ではないんですが、73分の72が確保されたということでもありますから、そういったことも踏まえながら、9月8日に管理者会議が持たれる予定になっておりますので、そのときにお話をしたいと思います。その際に、決して千代田地区の皆様にご不便をかけるような事態には至らないように、十分な配慮をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えします。

初めに、4点目の緊急医療情報キットの配布についてお答えいたします。

ご質問にもありましたように、緊急医療情報キットは、緊急時に必要な個人情報を専用の容器で所定の場所に保管し、万が一の救急時に備えるものです。今後ますます高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者に対するこのようなサービスは大変効果がある手法の一つと考えております。

次に、2番目の今後の取り組みについてであります。現在も市におきましては、ひとり暮らしの高齢者の安全・安心を確保するため、緊急通報システム及び要援護高齢者実態調査などによる見守り等で対応しているところでございます。また、今年度は火災警報器設置事業を実施し、給付しております。ご提言のありました緊急医療情報キットは、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の改正児童扶養手当についてをお答えいたします。

まず、1番目の受給者の対象者数、申し込み状況につきましてお答えいたします。

児童扶養手当は、お話にもありましたように、法改正により、今年8月から父子家庭の皆さんも児童扶養手当の支給対象となりました。本市では、マル福受給者より対象者と見込まれる方を抽出しまして、該当する20名に直接通知を発送し、8月20日現在では11名の方の申請を受け付けております。

2番目の受給までの申請手続の周知徹底及び相談窓口の設置につきましてお答えいたします。

申請手続の周知徹底につきましては、ただいま申し上げました直接通知したほかに、かすみぐら市のホームページ、さらには広報紙7月号に掲載して、予定者以外の対象が見込まれる方への周知も図ってまいりました。相談窓口の設置につきましては、千代田庁舎におきましては、担当する子ども福祉課におきまして常時受け付けておる状況でございます。また、霞ヶ浦庁舎及び中央出張所におきましては、母子家庭の現況届とあわせまして、8月18日、19日に相談窓口等を設けまして対応したところでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

中根議員の質問中、6点目の被保険者の偽造防止につきましてお答え申し上げます。

国民健康保険証のコピーなどによる偽造を防止するために、ホログラムつき被保険者証を交付している保険者は、現在のところ県内ではありませんが、東京都内で杉並区が平成17年10月に交付を始めました。現在の保険者証は、本来、医療機関の受診の際に国民健康保険に加入していることを証明するものでありますが、身分証明書としても利用されることがあります。昨今のコピー技術の向上などもあり、偽造され、犯罪に利用される場合もあり得ると聞いております。

現在、本市において交付している被保険者証は、コピーすると無効の文字が出る偽造防止策がとられております。ホログラムはカラーコピー等による偽造が大変難しいものであるため、偽造防止効果が格段に高くなると聞いておりますので、今後、導入状況などを調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

やはり宮嶋市長は改革を断行していくという、そういう本当に決意のもと、すべてに無駄を削減していくというそういう姿勢は、私も本当にすばらしいとは思っております。そういう中で、今本当に社会情勢も厳しい状況下にありまして、失業者の増加、そしてまた生活保護者の増加も含めて、大変な時代背景になっているということは私も重々承知をしているところであります。

そういう中で、やはり市長は積極的な方でありまして、本当に常にマスコミを通して、いろいろ市長が発信している情報を私は新聞を通して見ているわけでありましてけれども、やはり私が思うのは、市長の言動というのは非常に重いものがあると私は思います。やはり市長はどんどん

発信、きのうの一般質問の中でも、どんどん話していくんだという、そういうことも述べておりましたけれども、やはり市長になる前となってからの立場というのは、市長が同じ表現で話したことであっても、これは市民やマスコミに伝えることというのは非常に重みがあり、責任のあることだと私はそう思います。

そういう中で、やはり慎重な判断のもとに発信をしていかなかった場合に、やはり誤解も生じてしまうと、私はそう思います。だから、せっかくすばらしいことを発信したとしても、すぐ誤解を生じたり、やはり行政運営にも支障を来してしまうということも多々これからも出てくると思いますので、先ほど私が述べたように、やはり市長の考え、そして方向性というものを、議会、そして執行部の皆さん、そして職員の皆さんにもよく理解してもらおうとともに、よく協力してもらおうということも前提でありますけれども、よくその内容も理解していただくということがまず大事なんじゃないかなと私はそのように思っています。

やはり元気なすみがうらを本当に再生していくためには、いろいろな問題が山積しております。そういう中で、宮嶋市長はいろいろな角度でメスを入れていこうという、そういうことは私もこれはすべてがやはり可能ではないかと思えますけれども、そういう無駄をなくしていくということは私も同じ考えでありますので、この件については私もできる限り協力はしていきたいという考えであります。

しかし、この改革をするに当たっては、やはりすべての角度から検証していく必要があると思うんです。そして、よりよいかすみがうら市の将来像という形で模索していくためには、いろいろな観点から、今後の対応策や、また議員の一人一人の意見やら、執行部や職員の意見を本当に聞く耳を持っていただいて、別に聞く耳を持たないと私は話しているわけじゃないんですが、やはりもう一步深く、その声をかみ砕いていただいて、やはり発信をしていただきたいというのが私の今の希望でございます。

それから、市長のやはりかすみがうら市を元気にしたい、何とか借金を少しでも減らしたいという、市民のために働きたいというそういう思いは伝わってまいりますので、その辺は私も理解していきたいとは思っていますが、やはり市長の言動については慎重に私はやっていただきたい。マスコミ先行の発信だけではなくして、やはり議会にも理解を求めていく。市長の考え、方向性というのをよく理解してもらおうということを前提にしていく中に、やはり議会も、じゃ協力していこうと、一緒になって団結してやっていこうという、そういう1つのまとまった、やはり1つの心になって、私は応急改革が進むんじゃないかなというふうに思いますので、市長、勝手に一人でやっているなら勝手にやればいいんじゃないかという、そういう声が職員からも出た場合には、私はマイナスであると思えますので、やはり市長みずからがリーダーシップをとっていく以上は、職員からも信頼され、議会からも信頼関係をつくっていく、そのことがまず私は前提だと思えますので、市長の決意なり思いを一言で結構ですので再度求めます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変ありがたいご指摘だと思っております。改革の実行、また、いろいろ発信するに当たっては周囲に誤解を与えないように、また何よりも周囲の理解がやがて改革を実現していく上で大き

な力になっていくわけでありまして、中根議員ご指摘の点を十分踏まえながら、今後は慎重な発言もしていきたいと思えます。しかし、発言はやっぱり、いろんな発信するというの是一個の議論のきっかけにもなりますし、それも大事であろうと考えておりますので、なお一層のご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

次に、職員採用中止について、再度確認をしたいと思えます。

やはり職員採用中止については、非常に市民の皆さんにも反響が大きかったと私は伺っておりますし、また応募者の方から2名ほど、私のほうにも問い合わせもございました。希望を持って応募して、それは狭き門ではありますけれども、やはり希望を持って市の職員として頑張りたいというそういう決意で応募したのに、やはり一方的に採用中止という、わび状もつけては返ってきたんですけども、どうもすっきりしないし、非常に私も絶望的な気持ちになってしまったという、そういう声も私のほうに2名ほどありました。

やはりこの職員の採用については、ここ数年で、四、五年の間に50名ぐらいは多分、私、五、六十名減っているのではないかなというふうに推測はしますけれども、退職者もかなりおりましたし、やはり新しい職員を採用するに当たっても、退職者1人に対して2人ぐらいの職員の給料に私は匹敵するんじゃないかなと思うんですが、そういう中で、この職員の人材育成という観点から、職員がすぐ、採用したとしてその人が一人前に職員として働けるのかどうかというそういう部分も含めて、やはり2年とか3年という期間の中で、職員としてのモラルも含めて、やはりいろんな面で力をつけ、立派な職員として私は成長していくんじゃないかなと思えますので、きのう市長が話したように、土浦市は1,000名に対して7名ぐらいの職員で対応しているんだとか、かすみがうらは1,000人に10名以上、若干プラス10名以上になっているんだという、そういう話を伺いましたけれども、やはり事務の内容とか今の市役所の配置の状況も検証した中で、どの部分に職員が無駄な配置をされているのかということも検証した中で、何名くらい現実に多いのかということもやはり検証した中で、私はやるべきじゃないかなとは思えますね。

だから、私はこの単なる中止に対してどうの、抗議するという意味じゃないんですが、やはり将来のかすみがうら市を考えたときには、そういう立派な職員を育てていくという観点からも、若干の採用は私は必要じゃないかなと。毎年、退職者が結構ふえておりますので、そういう中で若干補充していきませんか、いろんな面で先輩を経験した職員としてのすべてのものを吸収できる、そういう体制の中で若手を育てていくというのが私は基本じゃないかなと思えますので、まずはこの職員の無駄、無駄な配置、無駄な職員が何名配置されているのか、無駄な箇所がないのかということ再度検証していただいて、そういう中でどうしても足りないというところが出てくると思うんですね。また、この辺は多いから、2名ぐらい削ってもいいんじゃないかというふうな、そういうところも出てきますので、全体のバランスをよく配慮した中で、この職員の配置も検討をお願いして、全くゼロの採用ということではなくして、でき得るならば、市長はここ数年採用しないというそういう決意でありますけれども、でき得れば、そういうことを検証しな

がら、若干の採用もお願いしたいというふうに、私はこれは要望としてお願いをいたします。

次に、石岡斎場の移転計画について、これは非常に私も議員になった当時から、石岡斎場組合議会の議員としてずっと、佐藤議員ともども一緒に頑張ってきたわけですが、そういう中で、今回の石岡斎場移転計画については、一番最初のスタートというのは38億円ぐらいの予算で、一番最初に出たのがね。平成19年には25億円から30億円の範囲内で建設しようという、そういうのが一応数字として出ました。そういう中で、検討委員会をここで作りまして、私も検討委員の一人として、7回ないし8回ぐらいの会合を行いましたか。その中で、やっぱり規模についてもいろいろと協議・検討した中で、最終的に斎場議会の中で議決を賜ったという中で、最終の総事業費が23億円という結論が出たわけですが、そういう中で今回の斎場問題が浮上してきているわけですが。

この石岡斎場の問題について私が一番懸念しているのは、8月10日に宮嶋市長が申し入れをなされましたけれども、その中でやはりまた、一応受けましたけれども、そういう中で、かすみがうら市がどこまでも申し入れを強行にこれはやるのであれば、小美玉市、石岡市はもう、かすみがうら市の負担金は必要ないから離脱してもらってもいいという、市長はそこまでは、そういう形にはしないというふうに今話しましたが、やはり私は簡単にこの申し入れを受け入れられる環境じゃないと思います、今。今の段階では、協議するとかという、新聞等では、また議会の中では表現はしていますけれども、私はその裏を返してみれば、やはり長年にわたって結論を出したことで、そう簡単に申し入れをすんなり受け入れられるとは考えてはいません。

だから、そういう中で、宮嶋市長が今後、9日にも管理者会議があるというふうに伺いましたけれども、その中で再確認されると思うんですが、そういう中で石岡市さん、小美玉市さんがどのような形で対応するか、私はこれは非常に大事な会合になるんじゃないかなとは予測しますが、だから、そういう中で、万が一、小美玉市さんと石岡市さんが、じゃ、かすみがうら市さんは負担金要らないから、かすみがうら市で斎場をつくったらいいんじゃないのと、そういう話にはならないかと。これは私の予測ですが、そうなった場合、市長として、これどこまで妥協できるのか、妥協案としてどういう妥協案を今考えているのか、その辺ちょっと再度確認したいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1点目の職員の新規採用についてであります。来年、再来年とどうするのかという話も含んでの話だろうと思うんですが、今年度はもちろん、もう新規採用はないわけですが、来年、再来年についても、できれば採用は中止していきたいとは存じておりますが、十分周りの状況も見ながら判断をしていきたいと思っております。いずれにしても、もう10名もの人を1年間に雇うと、そういう時代ではなかろうかと思っております。

また、2点目の石岡斎場についてであります。石岡市長、久保田管理者も先般の議会ですと最後に発言をしておりましたが、少なくとも火葬場を建てかえるという点については、三者は一致しているわけでありまして、要は斎場をどうするかであります。先般も井坂議員のご質問の中でお答えしましたとおり、斎場の利用というのはここ10年間、年間に多いときで45回、少な

いときだと25回ぐらいの利用しかされていないというデータが出ております。これは新しい斎場になったからといっても、小美玉市にとっては今度、今だったら小美玉に近いわけですが、石岡の町なかを越えていく話になりますから、小美玉にとってはなおさら斎場の使い勝手は悪くなる。我がかすみがうら市にとっては近くなる。大きいところ、今度購入した土地にもし建てるということになれば、かすみがうら市は近くなるわけでありますが、小美玉にとってはさらに使用頻度が低くなるのではないかと。そういうことを考えれば、小美玉が斎場をつくることに大賛成とは私は考えられないので、何で今そういうことになっているかと申しますと、小美玉市民、石岡市民も含めまして、そういう情報が流れておらなかったと、そういう状況にあるのではないかと思います。

ですから、かすみがうら市がこの斎場移転に異議申し立てしたこと自体がいろいろ報道されるに従って、そういった正確な本当の情報というのが、石岡、小美玉、かすみがうら市の市民も含めて広がってくれば、決して今の計画でいいというわけには私はいかないと思いますので、今現在、2市だけでやるからということを想定して、こっちが離脱することを想定してという、そういう話には私はならないと思っていますので、十分話し合いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

この間の斎場議会の中で、管理者がこのように述べている箇所があるんですね。これは管理者が述べていることなんですけれども、「ただ、私としては、長年にわたりまして議会の議論を経ながら結論を出したこの事業でございますので、粛々と今後この事業を進めたいというのが私の希望でもありますし、そのようにしたいと思っています。以上でございます」というふうに話をされているわけなんですけれども、やはり管理者自体もいろいろ苦労しながら結論を出した内容ですので、やはり今の事業を進めたいというそういうやわらかい表現ではしてはいますけれども、やはり9日の管理者会議の動向が一つの私がかぎになると思いますので、またその会議の内容を確認していきたいと思っていますので、また今後対応のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に4番の緊急医療キットの配布については、検討していくというふうな話でありますけれども、これは別にお金がかかるわけでもありませんので、要は市民サービスの一環ですので、やはりやる気があればできるということで、ぜひこれは命を守るためにも大事ですので、緊急の場合、倒れた場合に、情報が入っていれば、すぐに対応できるわけですね、救急隊員がね。だから、そういう面では、やはりお金が何百万もかかるような事業というか仕事の内容じゃありませんので、この辺も検討じゃなくて、できる限りやるという方向でお願いをしたいと思います。

それから、次に5番目の改正児童扶養手当法について、先ほど答弁がありましたように、これは対象者が20名で、まだ11名しか申請されていないということですよね。実際に、これ対象者はもっといるんじゃないかと私は思うんですよ。というのは、これですね、別に母親がいても、これは母親がもしも一緒に同居していてもいただけるんですよね。というのは、それ条件があります。どういう条件かといいますと、母との婚姻を解消し、母が死亡、もしくは母が一定程度の障害を持っている、それから母の生死が不明などの場合、子どもともともと生計を同じくしてい

ば手当が支給されるという、この辺多分理解されていない人が、私に問い合わせがあった方にはちょっとおりましたので、この辺も障害のある方もこれは含まれるわけですので、私はもっとこれ20名よりふえるような、理解していない方もおりますので、その辺の周知徹底もお願いしたいと思います。

それで、やはりまだ11名ということで、とりあえず目標としては、ことしの11月30日までに申し込みして、さかのぼって、例えばことしの8月以降、10月にもしも父子家庭になった場合にはその10月から、亡くなった翌月から支給される、給付されるというふうな内容でありますので、その辺も多分中途の方は理解できないと思います。その辺の人も含めて、やはりきちっとした対応をしていただいて、父子家庭への周知徹底をお願いしたいと思います。

それから、最後の被保険者証の偽造防止については、全国でも少ない自治体で実施はしておりますけれども、非常に効果があるというそういう話も、そういう情報として、私、確認しております。ですから、これもそんな大きな予算がかかるわけではありませぬので、ぜひとも被保険者証の偽造防止のホログラム印刷の導入についても、できるだけ早い時期に検討していただいて、実施をお願いしたいと思います。

ともかく、市長の本当に改革という精神をどうかかすみがうら市のために、これは頑張っていたきたいと私は期待はしておりますし、どうか議員と職員とのそういう信頼関係をやはり大事にしていきたいということを最後をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時58分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

○11番（矢口龍人君）

平成22年第3回の定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は猛暑という中にもかかわらず、大変大勢の傍聴者の皆さんがおいででございます。ご苦労さまでございます。わかりやすく、かつ具体的なお答弁を求めます。

宮嶋新市長におかれましては、7月23日、市長就任以来、積極的な言動を繰り返され、たびたびマスコミ等にも登場しております。このことが本市の発展と住民福祉の向上につながるものであるならば、大変歓迎するところでありますが、先ほど中根議員からもお話しございましたように、市長は市民4万5000人の首長でございます。大きな事業を目指すのであれば、きちっとした戦略を立て、事前にこれまでの経過を調査するとか、根回しをするとか、そのようなことが必要

ではないかなというふうに思います。市長には議会を招集する権限があるわけでございますし、また全員協議会も開催できます。議論の場を設けていただいて、議員ともども、かすみがうら市の発展のために議論を続け、そして政策実現のために皆で努力したいというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。

1点目の今後の職員管理の動向についてでございます。

合併時に策定した新市建設計画において、市職員の削減により、財政効果については市民に提示をし、一般職の職員について、退職者に対して新規職員採用を抑制し、半分程度にすることにより、合併後10年間で546人から75人の削減を想定しておりますが、ことしの3月末の時点で5年間で定員適正化計画での見通しで22名の削減のところを57名減という、見通しを大きく上回る減少となっております。後期定員適正化計画では、平成26年4月の削減目標を10年間で78名としておるわけでございますけれども、市長はさらなる職員の削減を予定しているとのことでございますが、その削減の内容と市民への行政サービス低下を避けるための考えをお伺いいたします。

②としまして、現在の組織機構の形態では、人員削減、事務事業の増大などの影響によりまして、担当係の人員不足で非効率的な行政運営となっております。組織機構の再編と組織のスリム化が必要ではないかというふうに思われますが、市長のお考えをお伺いいたします。

市職員の給料の基本でありますラスパイレス指数という地方公務員と国家公務員の給与水準を比較する中で、一定の水準は守られているのが現状であります。市長は職員の給料も値下げを予定しているとのことですが、お考えをお伺いいたします。

続きまして、入札制度の改善策についてでございます。

本年1月1日付で入札制度の改正が6項目行われたわけでありまして。その中で何件か入札不成立や不調が見受けられますが、問題点についてお伺いをいたします。

工事に関係する部分で最低制限価格を設定しておりますが、設計やコンサルタントなど業務委託や物品購入などには最低制限価格の設定をしておりませんが、どのような理由なのかお伺いをいたします。

下稲吉小学校建設事業の基本計画では、いろいろ議論をさせていただきましたが、何とか執行部側の提案に私たちも理解を示してまいりました。今年度、実施設計を発注して、平成26年度までに完成する予定でありますが、実施設計の入札で予定価格の半分以下であります38%で落札したとの話を聞きまして、愕然といたしました。基本計画で議論になりましたが、この学校は全面建てかえではなく、屋内運動場、管理棟の2棟を新築で、ほかは耐震補強と大規模改修を行う予定であり、工事としては大変難易度の高い事業ではないかというふうに思います。下稲吉小学校施設整備実施設計業務委託の一般競争入札で希望価格が4971万円であるが、落札業者は東京に本社がある大手の設計会社が1830万円で落札をしましたが、このような低入札でまともな実施設計ができるのかをお伺いいたします。

また、担当課である学校教育課での対応はどのように考えているのかお伺いをいたします。

③最低制限価格の設定されていない場合に、今回、何件かのダンピングと思われる低入札が行われております。ダンピングに対する考えについてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

矢口龍人議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、1番であります。後期定員適正化計画にまつわるものでございますが、最少の経費で最大の効果を上げるということは私の目標としているところであります。職員数の削減についても、そういう点から今後も実施していきたいと考えております。

この後期定員適正化計画があるということは承知しております。ただ、内容については私もまだ十分理解は進んでいないと思うんですが、当初、私たち霞ヶ浦町と千代田町が合併したときは当時546名の職員がいたと聞いておりますが、それを97名削減するんだというのが合併説明会に、地区の説明会で説明されたのを覚えております。今、議員さんおっしゃったように、それが546名を75名、10年で削減するんだと、そういうことに変更がされたわけですが、その間に保育所の民営化で二十数名が実際不要というか、削減プラスになるはずですが、そういったところがどういう足し引きになっているかというのは私もまだ十分理解しておらない部分もあります。しかし、そういったことは別にいたしましても、いずれにしても最大に削減をしてまいらなくてはならない。そういった中で、委託とかあるいは臨時職員も含めましての対応を考えていかなくてはならない。行政サービスの低下を防いでいくと、そういうことが大事であろうかと思えます。

次に、第2点目であります。組織機構の再編とか組織のスリム化の問題ですが、これは行政需要も年々、社会経済情勢の変化に伴いまして、需要そのものの内容も変わっておるわけでございます。行政も同じ組織形態ではだんだん古いものになってしまいましたので、新しい行政需要に対応できるような組織形態をとる必要があります。そういった点で、なかなかもともとあった組織というのは、自分らのところはもう仕事が、だれも自分の仕事が要らないと思ってやっている人はいないわけでありまして、自分のところの仕事は大変重要だとだれもが思っているわけでありまして、しかし、客観的に見て、この事務事業は少し縮減してもいいのではないかと、そういったことはやっぱり組織として考えていかないと、必要のところだけ、ここは必要だ、ここは必要だと言っていたら、どんどん膨張するばかりでありますから、縮減するところ、それからふやすところ、それを十分仕分けをしていく必要があります。そういったことに対応していくと、そういった要するに議員のご指摘かと思えます。私も全く同様でありまして、今後そういった効率のよい行政運営を目指していきたいと、こういうふうに考えております。

そして、1点目、3番であります。職員の給料の値下げについての考えということですが、まず、行財政改革の第一歩は、事務事業の縮小をまず第一歩にすると、市民にまともに負担が、負担がという行政サービスが減ったように感じられるわけでありまして。ですから、行政改革の第一歩はまず内部から。内部からというのは庁舎内からということでありまして、その頂点は市長でありますから、その市長の決意決断を50%カットということであらわしたわけでありまして。そういったところからすそ野を広げてまいりまして、人件費の削減、昨日も申しました

が、40億円の人件費の最終的には1割を削減してまいりたいと、こういうふうに思っております。その削減、人件費の内部削減から、だんだん事務事業の見直し、その第1番目にはやっぱり補助事業の見直し、補助金のカット、削減ではなかろうかと思っております。そういったことに手をつけるためにも、今年度中には職員さんの給与改定についてもいろいろお願いをしていかなければならないと考えております。

入札制度の改善につきましては、担当課から回答させます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の入札制度の改善の関係でございます。

1点目の入札で不調が見受けられるというふうなことでのご指摘がございました。これについては、本年4月1日から入札制度の改正を行っておりまして、競争性の確保といった観点から、これまで3社以上ということをやっておりましたが、5社に満たない応札については無効とするということで改正をしております。不調の入札の関係については、その後、地域条件等を広げまして、競争性を図っているというふうな関係でその後の入札を行っております。

また、最低制限価格の設定についてでございますが、これらについては工事関係について設定をしております。最低制限価格が直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに算出をしておりますので、工事関係の入札に対しましては最低制限価格を設定しているという状況でございます。これらについては、国・県等の指針がございます。それらに基づいてパーセント等を決めながら、その都度改正を行っているというふうな状況でございます。

2点目、2番の下稲吉小学校施設整備実施設計業務委託の一般競争入札での大手業者の低入札による落札ということで、実施設計ができるのかというふうなご質問でございます。

これらにつきましても、市におきましては、入札実施後、一般競争入札実施要綱に基づきまして、事後審査方式によりまして落札者の決定を行っております。本件についても例外ではございませんで、1級建築士事務所の登録証明書、監理技術者の届け出、同所の履行実績書類、その他必要書類を求め、担当課において検証をしたところでございます。

ただいまのご質問でご心配をいただいている低入札の内容でございますが、その後、任意であります。落札業者の会社の規模、実績、技術者等を慎重に調査をいたしまして、十分に落札業者としてこたえられるというふうな判断をいたしまして、契約に至ったところでございます。これらによりまして、ご心配をいただいておりますが、満足できる成果品が納入されるというふうには思っております。

2点目の3番、低入札（ダンピング）に対する考え方についてお答えをいたします。

本市につきましても、低入札ということで、これまで何件かそういう事案が発生をしております。工事関係につきましては、最低制限価格を導入し、低入札の防止を図っているところでございますが、業務委託、さらには物品購入、賃貸借等の契約に関しましては、特に設定をしていな

い状況でございます。しかしながら、ダンピングは業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されることなどから、今後いろいろなご意見等もあると思います。また、県や先進地の自治体でもダンピングについていろいろな協議を重ねているということをお聞きしておりますので、その状況などを調査いたしまして、それらについては入札制度の検討委員会等に図りまして、さらに検討をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

2点目の2番目の下稲吉小学校の施設整備実施設計業務委託、その関係での入札の結果の件につきまして、学校教育課を所管する教育委員会はどのように対応を考えているのかというふうなお話でございます。

先ほど、総務部長からもございました今回の発注の件であります。当然のことでございますけれども、建築士の資格を有する者が当然履行期限までに仕様書の内容の作業を遂行するということが必要でございます。今回の落札業者につきましては、先ほど総務部長からもございました点と重複いたしますけれども、条件を満たしております。仕様書に基づきます業務遂行、これはできるというふうに思っております。

落札金額が低額であるということにつきましては、落札業者は東京本社のほかに北海道から沖縄に支店がございまして、日本全国において幅広く営業いたしております。このため、具体的に申しますと、構造計算等の専門分野の社員も在籍をしております。社内において行える作業が多い、そういったことから低額であったというふうに推定できるところでございます。

今後につきましては、仕様書及び整備基本計画のスケジュールに合わせまして、現地での調査、打ち合わせを十分行いながら、業務を進めてまいります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

職員数の削減についてでございますけれども、昨日もお話ございましたように、消防署の件で、確かに4万5000人規模で消防本部を運営するというのは大変なことだというふうにお聞きしております。特に本市の場合は消防署が2カ所ありますよね。2カ所で24時間体制で勤務ということになるとやっぱり、今、人員は84名、隊員が勤務しておるといふふうなことでございますけれども、通常の規模でいくと定員数で大体40名ぐらいが妥当だというふうにとっております。

それから、現在の組織上ではやむを得ない数字なんだというふうにも私も理解はしておるわけでございますけれども、それから本市における保母さんの数なんですけれども、これもやっぱりほ

かから比べると相当多いと言われております。これも子育て支援策の一環であるゼロ歳児、それから3歳児未満の保育にかけておる人数、そういった部分で、運営上、これも仕方のない部分なのかなというふうに思います。

そのような状況で職員数をまた削減するというふうなことは、本当に非常に疑問に思われるところでございます。やっぱりそのような観点から減らすということであれば、例えば消防署を2カ所あるのを1カ所にするとか、あと、保育所の民営化ですか、民営化に切りかえるとかという、そういう方法が削減に一番いいかなというふうに私は考えるわけでございます。市長の考えはどのようなのか、その辺をまたお尋ねしたいと思っておりますけれども。

それから、人材育成の観点から人事評価制度の導入がされているわけでございますけれども、現在の評価の方法と、それから現在の状況ですか、実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

矢口議員のご質問であります、特に消防署と保育士についてのご提言であります、確かに消防署は昨日もそういうご質問がございましたが、消防署は非常にきつい状態にあるというのは事実らしいです。実は、土浦市に消防署を事務委託できないかということも考えて土浦市に相談に行ったんでありますが、司令システムがなかなか統合できないということで、そういうことであれば、一刻も早く県内、あるいは県南だけ、つくばを中心にした圏内だけの消防署の統合と、そういった方向をデジタル化に合わせていち早く進めることが我がかすみがうら市にとっても利益につながるのではないかと、こういうふうに思いますので、今後、土浦、つくば等と、周辺自治体とも相談を進めながら、早急に統合を目指していきたいと、こういうふうに考えております。それまでは何とか一般職のほうから回すとか、あるいは片方に重点配分するとかという、そういった方向も検討しながら、対応せざるを得ないのかなと、こういうふうに考えております。

保育士につきましても、確かに午前中のご質問にもありましたが、我が市は結構ゼロ歳児の預かりなんかも最近是对応しているようでありまして、そういったところに手がかかっているという状況もありますので、民営化によって霞ヶ浦地区は6カ所の保育所が5カ所なくなったわけがありますが、それがいつの間にか吸収されてしまって、その分、多分サービスはかなり充実しているのかなと、こういうふうに思います。そういった点も、なお、そこにも無駄がないかどうか精査しながらいきたいと思っております。

また、人事評価制度につきましても、最近、そういった取り組みが急速に進んでありまして、職員課を中心にやっているようでありますので、詳細について担当部長から回答させます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問で人事評価の関係でございます。これらについては、これまでの議会の中でもご質問等をいただきましていただいておりますが、3年ほど前からそれぞれの職員についての各階級ごとの研修等を行ってきております。これまでの研修から、今度は実質的な人事評価をするということで、それぞれ課長補佐・課長・部長級にそれぞれ職員の評価をしていただきまし

て、本年度からそれぞれの職員の評価をすると。管理職手当等についても関係をしてくる部分がございます。これらについても、1年を通してそれぞれの職員に説明会等を行いまして、理解を得て了解をしていただくというふうな方向になってくると思います。この人事評価につきましては、これまでの中で理解をいただいていると思いますが、今年度からそういうことで実施をするということで計画しているものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

今、人事評価の件でございますけれども、きょうもちょっとお話がありましたけれども、やはり身内に甘いというか、やっぱりことしからやる、来年の給料に反映させる、非常に行動が、市長は非常に行動が早いんですけれども、なかなか職員の方々はちょっと行動が遅い。もっと積極的に私はやっていただきたいなというふうに思いますね。

警察官を例に挙げますと、昇級試験に合格しないと、いつまでたっても同じ階級にいるというようなことでございますよね。一番低い階級が巡査で、昇級試験に合格しなければ、巡査のままずっと、50歳になっても巡査のままにいるしかないというような大変厳しい話でございます、その上が巡査部長ということなんですよね。そうすると、子どもさんの関係で、やっぱり学校へ行って、「お父さん何やっているの」と言ったときに、「巡査」と言うと格好悪いということで、巡査長という特別にそういう名前だけつけてあるらしいんですよね。これは昇級試験に関係なくてね。そういう部署というか名前を設けてもらっているという話を聞きます。本当に非常に厳しい制度といたしますか、でもやっぱり市民の命と財産を守るということでは、公務員としては同じだと思えますよね。そのくらいやっぱり厳しさが私は必要ではないかなというふうに思います。

これは市長にお願いしたいんですけれども、人事評価制度の中にそういった昇進試験等の導入もご検討いただけるかどうか、ちょっとお話ししたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

昇進試験ですよ、一種の昇進試験だと思うんですが、そういうことをアドバイスしてくれる、東京にそういう外郭団体なんでしょうけれども、総務省の外郭団体があるやに聞いております。そういったところにも相談しながら、適切な試験制度というのがあれば、課長昇任試験であるとか、係長の昇任試験であるとか、そういったものもあり得るのかなと思いますので、十分研究をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ぜひね、まず、やっぱり市役所の中から改革を断行していただきたいというふうに思います。

私は議員になりまして、おかげさまで3期12年になろうとしておりますけれども、毎年、予算書を拝見しておりますけれども、予算の規模は例年順調に伸びてきておりますが、予算書の内容

は例年ほとんど変わらない。各部があり、そしてまた課、そして担当係が予算の執行を行っているわけでございますけれども、縦割りの状態でございますね。担当課は与えられた事業を例年どおり実施するのみでありまして、予算の執行が市民のために使われたのかという検証や、次年度にもっと大きな予算を求めて、さらにその事業を充実させるとか、そんな創造のできるような係が本来であればあってほしいと私は思っているわけでございますけれども、若い職員さんと何度かお話をする機会がございまして、いろいろ意見の交換をさせていただいたんですけれども、最初は議員ということでなかなか話に乗ってきてくれなかったんですけれども、話をしていると非常に目がらんらんと輝いてきて、まちづくりの話などになると特に話が非常に盛り上がり、そしてそういう中で素晴らしいアイデアを聞かせてくれるんですよ。そういった若い人たちの意見をくみ上げる、そういうシステムをぜひつくっていただけたらなというふうに私考えるところでございます。

また、人事異動においても、全課を渡り歩くシステムですよ、今はね。ではなくて、やっぱりこういうふうに少数精鋭でもってこれからやっていくということになるのであれば、なおさら蓄積したノウハウをその専門業の中で専門で生かせるような、そんなスペシャリストといえますか、そういうのを育成するのも大事なんじゃないかなというふうに思います。

特に工事関係ですと、土木、水道、これから学校建設とかございますけれども、やっぱりそういうところで培ったノウハウはできるだけそういう中で仕事ができる人事異動にさせていただいて、また、そういうものにグループ制をとるというのも一つの考えかなというふうに思いますし、本市の工事部門は特に専門の技術者がおりませんから、設計、建設、工事に関しても、結局、監督するにしてもやっぱり専門技術者、1級建築士とか1級土木施工管理者というそういう技術者がおりませんね。ですから、できればゼネコンなどを退職した方を臨時で採用するとかして、それでそういう中で監督をしていただいて、合理化の一つとして考えていただければというふうなことも思います。

それからまた、保健福祉部門とか産業経済、そういうところも現在のような課を統廃合してグループ制の導入を図れば、少人数の課もなくすこともできるし、また一つの課題に何人かで職員が当たれば、問題解決にも時間が短縮できるのではないかなというふうに思います。少人数で効率的なサービスが提供できるシステムを考えて、そしてまた実行していただければなというふうに思います。

答弁いただければあれですけれども、市長、お願いできますか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変貴重なご提言をいただきました。大いに参考にさせていただきます。今後の行政運営に役立てていきたいと、こういうふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。よろしくひとつお願いします。

私、給料の関係ですね、職員さんに関しましてですけれども、昭和40年代から50年代、日本の経済は世界の経済大国として成長を続けており、もちろん地域の経済も大きな経済成長に支えられて、個人事業や商売も繁盛した時代でありました。サラリーマンの給料も年々賃上げが実施され、そういう時代でございました。当時は、市職員への就職希望は極めて不人気の職場であったそうで、安定しているが給料が安いとか、特に農家には希望が少なく、農家の長男に「百姓だけでも何だから役場でも行ってみたら」という、そのぐらいの感じであったというふうに聞いております。

昭和60年代に入ると、バブル経済も崩壊して、日本経済は大きく後退することになりますけれども、民間企業は不況の時代に入りまして、サラリーマンもリストラや人材派遣による身分の保障がなかなか確保できない時代でございます。そのころから、職員の人気は高まるばかりでございまして、安定していて倒産や失業がない、まじめにやっていたら身分も保障されているということで、就職希望者がふえたために、当時、狭き門になったわけでございますけれども、職員採用は首長選挙の論功行賞になったりとか、それから現金を積み入れるとか、いろんなうわさも聞かれた時代でございましたけれども、今はどうかというと、新規採用の問題いろいろお話がございましたけれども、今はもう希望者が殺到しておりますね。どこの公務員試験でも、希望者が10倍以上の倍率だそうでございます。前市長も職員採用には大変厳しい対応をなさっておりまして、縁故採用とかはなかったものと私は信じておりますけれども、いずれにしましても、公務員である以上は市民の公僕であり、広く市民の負託にこたえなければならないということは言うまでもありません。みずから時代に適合した方法を研究し、能力を高めていく、そんな努力をしていただきたいというふうに思います。

入札制度の改革についてでございますけれども、入札参加者数が5社以上でない場合は不調とのことでございますけれども、下稲吉東小学校の耐震補強工事が希望価格7488万円で、1回目の入札条件は市内本店、支店、営業所で建築総合評価点で550点以上の業者で、該当する業者が6社とのことでございますよね。業務内容からですと、その業者の中には解体業者とか、それから木造建築の業者も中に含まれているようで、選考委員会ではその内容の審査は行っておるのかどうなのか。それから、耐震補強工事等の工事实績もないのではないかなと思うんですよね。最初から入札参加の意思はないように感じられます。

6月2日に2回目の入札の告示を行いましたが、今度は条件を変えまして、近隣の土浦、石岡市にも拡大しましたが、5社の参加登録がなく、これも不調に終わったというふうに聞いております。

6月29日の3回目の入札では、今度は1億円以上の条件である共同企業体方式で告示したところ、6社の参加希望があつて、入札が成立したというふうに聞きました。これはもう担当課にしてみれば、本当に肝を冷やしたのではないかなというふうに思いますけれども、ただ、この落札業者が土浦に本店のある郡司建設とそれから市内の鈴木林業との共同企業体であります。2回目の入札条件で土浦、石岡市内の業者への参加資格を与えておりますが、単独での参加はしていないんですよね、この業者は。何でなのでしょうね。これ2社の共同企業体となるとやっぱり経費もかかるでしょうし、余計な、利益も減ってしまうんじゃないかなというふうに思います。そうした土浦市内の業者がその共同企業体の中に3社ですか、3社何かスポンサーというか代表者

で入っていたような話も伺いました。これ、あれですか、業者をお願いしたんですか。何とか参加してくれとって、呼びかけかなんかしたわけじゃないんでしょうよね。

それから、勤労青少年ホームの空調設備工事がこれも2回不調になっておりますね。1回目が6月24日、2回目が7月8日、参加者が5社集まらないための不調であると聞いておりますけれども、3回目はつい最近の8月27日に今度は設計を組み直しをして、指名入札で地元の業者が落札したというふうに聞いております。その中には何社か辞退した業者もいたそうですけども。

7月8日に実施された志士庫小学校の浄化槽の交換工事では、11社の参加があったというんですよね。最低制限を下回った業者が3社あって失格したと。同業種の設備工事だと思うんですけども、このような業者の動向について、担当者としての見解をいただきたいんですよね。結局、一般競争入札で不調になる原因、どこにあるのか、その辺はきちっと担当課で把握しておりますか。

それから、最低制限価格の設定のことですけども、工事関係以外は最低制限価格の設定はしないとのことですよ。予定価格の設定に問題があるのか、入札参加者に問題があるのか、4月22日の入札では河川水質調査ですか、業務委託、340万円の予定価格なんですけれども、98万4000円、29%で、これも東京大手ですか、の方が落札されておりますよね。こういう低入札で目的の成果品が本当に仕上がってくるのか、大変心配しております。

それから、8月27日の先日の入札でも、下水道の管渠の実施設計でやっぱりこれも25%ですよ。3分の1どころじゃないんだよね、4分の1ですよ。もう低入札で、本当にこんな程度で業務が可能なのかということ、非常にこれ心配です。希望価格の設定とそれから積算に問題があるのではないのかというふうに思いますけれども、その辺は担当課はどうお考えですか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、業者の選定に当たりましたは、これらについては選考委員会の中で決定をさせていただいております。指名競争か一般競争か共同企業体によるものか、それらについては金額等によって決められております。それらで審議をさせていただいております。

また、いろいろな関係でのご質問がございました。最低制限価格といいますか、落札率がこれまで、今ご指摘もあった部分もございますが、50%以下という入札が4件ほどございます。これらについては、先ほど申し上げましたが、最低制限価格については入札検討委員会の中で毎年のように協議をさせていただきまして、パーセント等についての改正を行っております。それぞれの業者の方が算出できるような方法であるというふうには思っております。

また、4月から希望価格ということで実施をさせていただいております。これらについても、希望価格と予定価格の関係につきましては、特に担当課で数字を大きく大幅な違いを出すということで、わからなくするようなことはございません。それぞれの原則的な考えの中で算出をしております。

また、一般競争入札の関係でございますが、これらにつきましても不調があった場合についてはそれぞれ拡大をする、また2回目の不調があった場合には範囲を広げるというふうなことで、

競争性を保つというふうな意味から、そういうふうなことで実施をさせていただいているものが
ございます。

ただいま何点かの工事の関係がございましたが、全部についてはちょっと把握はしておりませ
んが、基本的にはそういうことで事務を行っているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

希望価格の設定の積算に対して問題ないかというふうに質問したんですけれども、それに対し
ての答えがまだ出ていないですね。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

失礼しました。希望価格につきましては、設計業者の方をお願いして設計をする場合、また、
職員が設計をする場合とありますが、基本的には設計額というふうな金額といたしますか、それが
希望価格というふうなことでございます。

[矢口議員「積算、積算」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

積算については、希望価格については、私どものほうに来るまでの設計につきましては、先ほ
ど申し上げましたように、業者の方、また職員の方が設計をしたものが検査管財のほうに参りま
す。それが希望価格ということでございます。適正であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

非常にね、積算の積算があつて希望価格が出るんでしょうから、その積算が根拠があつて積算
しているんであつて、4分の1の25%で入札が成立していたんだつたら、あとの75%どこへ行っ
てしまったんですかということですよ。積算が甘いんじゃないんですか。もしそういう積算を
やっている業者があるなら、これね、はっきり言って、「そういう積算の仕方では」ということ
はこれ抗議するべきだし、また、90%でとっている業者がいたら、そのほうがおかしいのかな
と。だから、みんな25%でやってもらったらいじゃないですか。そうすると、この行財政改革
も進むんじゃないですか。ただ、そういうふうな考えで本当にね、それをこのまま放置したまま
で、やっぱりやっていって本当にいいものかということは、非常に私は危惧しているところでご
ざいます。

下稲吉小学校の件でございますけれども、これも同じですよ、内容は。総事業費が15億円の
実施設計になると思うんですよ。それを1830万円で行うと。これ本当にね、さっきちょっと職
務代理者は心配ないというふうなお話、総務部長も業者は心配ないんだというふうなことですけ
れども、心配ないのであれば、きちっとした担保ね、どこまで担保されているんだか、非常に私

は心配しているところでございますけども。

大手企業であってもですよ、これ5000万円が要するに積算価格ですか、5000万円近いんですよ。そうすると、どんな大手企業であっても、1800万円で作るということは3000万円足りないわけですよ。この3000万円が、会社が大きいから、じゃ、さっき言ったように北海道から沖縄までで会社がでっかいんだから、じゃ北海道から3000万円持ってくるなんて、そんなことができますか。私はできないと思いますよ。みんなね、これ企業というのは、私も経営者の端くれでございますけれども、常にやっぱり利益がないと会社というのは運営できないんですよ。これはだれでも経営者であれば、2000万円を上げろと言いますよ、1800万円。絶対上げろと言いますよ。

国土交通省の平成22年度の設計業務委託「技術者の単価」によりますと、主任技術者標準日額が5万6900円なんですよ。すごいですね。それに技術者の最低日額が2万6500円、これは国交省でもって、これは当然担当課はおわかりでしょうけれども、出ている単価でございます。

それで、学校関係の建物の基本的な設計にかかわる人数というのがこれも決まっているんですよ、ある程度。そうすると、約15億円となると、1,100人ぐらいの技術者がこの学校には携わらなければならないというふうなことになるんですよ。これが単価2万6500円を掛けると、それだけでもう2900万円になってしまうんですよ。このほかに本社経費とか支店経費とかって、当然経費も会社ですからかかるでしょうから、だからもう最初からこんな値段でできるわけない。

だから、非常に技術者によっても優秀な方と、また大学の教授みたいな設計の先生もおりますから、そういう先生がついてくれるとか、それによっては大変またすばらしい設計になるとかということも出てくるんだと思います。そういった中で、今回担当される技術者の方のまず実績等はおわかりになると思いますので、それをちょっとお話ししたいということですね。

それから、下稲吉小学校はかすみがうら市で一番の大きな学校でありますし、今後も都市化がさらに進みまして、人口の増加も予想されるわけでございます。市の教育のシンボルとして、そういうふさわしいデザインと環境に配慮した、そんな最先端の学校をやっぱり提案していただきたいんですよ。前回の一般質問でもお話ししましたけれども、PTAや学校関係者側と実施設計では緊密な調整を行っていただくことと、それから学校図書館や体育館を市民開放施設として計画してもらうことも含んでおります。また、市のシンボルとして、芸術的性格の強い特殊な構造の建物になるように心がけていただきたいと思うんですけれども、担当職務代理者、ご答弁いただきます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

ただいま技術者のお話をいただきましたけれども、手元に技術者の名簿がございませんので、後ほど出させていただきますと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ダンピングについてでございますけれども、公正取引委員会では、不公正な取引ということで、

「安い価格で商品を販売することや、その時点で消費者に利益があるように見える。しかし、長期的な視野で考慮した場合、結果として資本力の強い者が弱い者の事業活動を困難にし、市場の健全な競争を阻害し、最終的には消費者の利益を害する可能性が高い」、そんな独占禁止法で禁止されているということでございます。ぜひその辺をよく、独占禁止法の中のダンピングに対してもよく研究していただいて、またその辺の結論は後ほどいただきたいというふうに思います。

昨日の一般質問で圓城寺議員が商工会のためにいろいろ心配をしていただきましたけれども、私も市の商工会の役員でもありますので、日ごろから市当局に対しましては、地域振興の重要性とそれから地場産業の育成を訴えてきておりますけれども、一向に改善がされないんですよ。地域経済の発展なくして、私は行財政改革の実現は難しいというふうに持論を持っている一人でございますけれども、今回の入札でも下稲吉中学校の屋内運動場の改修工事というのがあったんですよ。その工事は、希望価格が150万円の設計委託業務なんですよ。これも大手の下稲吉小学校の設計を37%で落札した綜企画ですか、が78万円、これも半分ぐらいの78万円で落札しているんですね。

市内に建築事務所、市長、10社からあるんですよ、10件からの設計事務所。150万円の設計なんか、言っちゃ何ですけども、さらっとやってしまうような業者が私は10件以上あると思います。県内を見れば、100社以上ありますよ。土浦市では、市内の業者優先ということで、市外の業者は締め出してありますよ。現在の入札条件では、県内に支店、営業所のある事業所ということで、今回のように大手の業者が資本力を武器にして、弱い者の事業をかつさらっていったわけですね。非常に私はそういう面で、地域振興とか行財政改革なんて言ったって、やっていることのほうが全然これ違うじゃないですか。どうしてこれ地元のもう少し企業を育てようとか、そういう気にならないんですか。150万円の仕事ですよ。何も東京大手にやらせなくたっていいじゃないですか。おかしくないですか。お答えできますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

入札制度については、これまでも議員の皆様からいろんなご意見をいただいております。ただいまご指摘をいただきました件につきましても、本店縛りではなくて、支店、営業所ということでございます。これらについてもいろんなご意見が、競争性のためということでご意見をいただいているところでございます。このようなことがございまして、皆さんからの、議員さんからのご意見等もでございます。入札の検討委員会の中で入札制度については検討をしておりますので、再度その件につきましても検討をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

とにかく地元をね、こうして皆さん傍聴にいらしていますよ。皆さん、工事関係者もおいでです。そういう方たちがやっぱり生活していくんですから、その辺をもう少し真剣に皆さんも考え

て、談合云々というのはまた別の話ですからね。私は、チャンスを与えてくださいと言っているんですから、談合をやらせてくれと言っているわけじゃないですからね。全然そんな東京の業者が入らなくたって、十分に入札は私は可能だというふうに思います。

私は、宮嶋市長が職員の採用を中止した、その内容が行財政改革を不退転の決意で実行するという決意をしたというふうにね、私はそれを聞いて大変頼もしい感じを持ちました。問題はいろいろあるでしょうけども。

ただ、行財政改革は市長一人ではできない、残念ながら。やはり職員の皆さんと、また議会が協力して、そして同じ方向を向いて、しっかりとやっぱり議論しながら前進していくということが非常に必要だというふうに考えておりますので、これからも事あるごとにいろいろ議論を重ねながら、かすみがうら市の発展とともに頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしまして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時02分